

〔資料7〕調査研究事業関係資料

総合取引所に係るアンケート調査 報告書

2011.5.26 日本商品先物振興協会

1. 調査の概要

1. 調査期間 平成23年4月8日～同18日

2. 調査対象者 会員29社

3. 回答を得た会員の数 28社 (96.55%)

II. 各部門に対する回答の状況

1. 取引所について

1-1. 東証と金融商品取引所との統合について

意見	会社数	比率
(1) 推進してほしい	18社	64.3%
(2) どちらかといえば推進してほしい	4社	14.3%
	小計	22社
(3) どちらかといえば推進してほしくない	5社	17.9%
(4) 推進してほしくない	1社	3.6%
	小計	6社
	合計	28社
		100.0%

◎「推進してほしい」「どちらかといえば推進してほしい」と回答した理由

(22社による複数回答)

理由	会社数	比率 (22社)
株・券替・商品(又はそのデリバティブ取引)を扱う取引業者が横断的に市場に参加し、高い流動性をもつた取引所(市場)になると考えられるから。	19社	86.4%
取引業者にとって、株・券替・商品(又はそのデリバティブ取引)を一体的に取り扱う利便性の高いサービスが提供できるようになるから。	12社	54.5%
東京工業品取引所だけでは取引所システムの更新に対応できないから。	6社	27.3%
取引所が統合されれば取引システムに係る費用が複数的に生じるところがなくなるため、コストが軽減されるから。	14社	63.6%
取引所の統合に合わせて取引の清算、顧客資金の保管も一體的にできることになりますれば、一つの取引口座、一つの証拠金で複数の取引が可能になりますし、顧客も業者も取引に係る資金効率が向上するから。	13社	59.1%
その他	2社	9.1%

「その他」と回答した2社の意見

* 現在のように商品と金融で行政が区分されたままでは、ますます世界から取り残され、我が国の市場的地位が下落すると考えるから。

* 取引所統合を行ない、システム(DBを含む)を安価で提供する。(I.S.V 費用の削減) 共同DBの使用。

◎「推進してほしくない」「どちらかといえば推進してほしくない」と回答した理由
(6社による複数回答)

番号	意見	会社数	比率 (6社)
①	取引所を統合しても、商品先物取引の流動性が高まるとは思えないから。	4社	66.7%
②	取引所の統合によって、取引システムの変更・改修のためのコスト増になることが懸念されるから。	4社	66.7%
③	東京工業品取引所単独で取引所システムの更新に対応できるから。	0社	0.0%
④	取引所を統合しても、株・券替・商品(又はそのデリバティブ取引)を一括的に取扱えるのは一部の大手取引業者だけであり、商品先物取引業者のほとんどはそのメリットを享受できないと思われるから。	3社	50.0%
⑤	その他	0社	0.0%

1-2. 東工版の統合先として望ましい取引所
(総合取引所構造と「推進してほしい」「どちらかといえば推進してほしい」とした社による回答)

	統合先	会社数	比率
① 東証	3社	13.6%	
② 大証	17社	77.3%	
③ 金融取	2社	9.1%	
合計	22社	100.0%	

1-3. 売取の統合で望ましい形態
(総合取引構想を「推進してほしい」「どちらかといえば推進してほしい」とした社による回答)

「その他」と回答した社の意見

* 法律の統合が、現在の堅苦な業者規制の方向性を転換する契機となることを期待するから。

- ◎ 「推進してほしい」「どちらかといえば推進してほしい」と回答した理由
(5社による複数回答)

統合方式		会社数	比率
①他の取引所の子会社、又は他の取引所と発足させる持株会社	9社	40.9%	
②他の取引所との合併	10社	45.5%	
③他の取引所への買玉移管	2社	9.1%	
④無回答	1社	4.5%	
合計	22社	100.0%	

2. 商品先物取引法と金融商品取引法の一体化について

2-1. 商先法と金商法の統合の推進について

意見		会社数	比率
① 推進してほしい	16社	57.1%	
② どちらかといえば推進してほしい	7社	25.0%	
小計	23社	82.1%	
③ どちらかといえば推進してほしい	4社	14.3%	
④ 推進してほしい	1社	3.6%	
小計	5社	17.9%	
合計	28社	100.0%	

◎ 「推進してほしい」「どちらかといえば推進してほしい」と回答した理由
(23社による複数回答)

理由	会社数	比率 (22社)
市場流動性の回復には証券・金融業界から新たなブレーカーが商品市場に参入していくことが不可欠であり、そのためには、法を一元化し規制の二重構造をなくす必要があるから。	19社	82.6%
法の一体化により取引業者資格が統合されれば、商品先物会社が証券・金融を総合的に扱える取引業者として参入しやすくなると考えられるから。	10社	43.5%
商品先物取引法と金融商品取引法とが互いに他方の規制を取り込み強化される方向にあるため、法を一元化し、同じレベルの規制、監督の下で業を営む方が望ましいから。	8社	34.8%
法が一体化され取引業者に係る規制が一本化されれば、法令遵守や業務管理のためのコスト(営業管理、検査対応、提出書類、帳簿の保存業務等に係るコスト)が削減されることが期待できるから。	12社	52.2%
その他	2社	8.7%

* 自己資本規制比率(単位:%)

合計 28社 100.0%

- 3 -

「その他」と回答した社の意見

* 法律の統合が、現在の堅苦な業者規制の方向性を転換する契機となることを期待するから。

- ◎ 「推進してほしい」「どちらかといえば推進してほしい」と回答した理由
(5社による複数回答)

意見		会社数	比率
① 法が一体化されても取引業者の行為規制が現行より緩和されるとは考えられない。むしろ規制強化が懸念され、そうした場合に対応できなくなると思われるから。	5社	100.0%	
② 法を一体化して証券・金融業界からの新規参入ブレーカーの参入を促進しないから。	0社	0.0%	
③ でも、現行の制度の下において商品市場の流動性は回復すると考えるから。	0社	0.0%	
④ 業品取引所が統合すれば取引員の競争力は下がり、取引員の競争力は向上するので、 性急に証券・金融と一体化する必要はないと考えるから。	1社	20.0%	
⑤ 当社で証券・金融商品を扱う者は持っていないから。	2社	40.0%	
⑥ その他	0社	0.0%	

2-2. 財務規則に関する会員の状況

		純資産額規制比率及び自己資本規制比率試算値の分布状況		自己資本規制比率		
		平成22年12月	平成23年3月	会社数	比率	
会社数	0社	0.0%	0社	0.0%	5社	17.9%
100%未満	0社	0.0%	0社	0.0%	3社	10.7%
100%以上120%未満	2社	7.1%	2社	7.1%	3社	10.7%
120%以上200%未満	6社	21.4%	11社	39.3%	14社	50.0%
200%以上500%未満	9社	32.1%	9社	32.1%	1社	3.6%
500%以上1000%未満	9社	32.1%	4社	14.3%	0社	0.0%
1000%以上	0社	0.0%	1社	3.6%	1社	3.6%
経済指標を利用	0社	0.0%	1社	3.6%	1社	3.6%
集計範囲に含みます	2社	7.1%	0社	0.0%	0社	0.0%
無回答(未開業)	28社	100.0%	28社	100.0%	28社	100.0%

* 自己資本規制比率(単位:%)

- ① 8社(調査への回答があった26社の26.6%)が法定維持基準の120%を下回り、
- ② 11社(同39.3%)が大証の自社清算資格の取扱要件の一つである200%を下回った。

(2) 純資産額（平成23年3月末）に算入している固定資産の比率

会社数	比率
5社	7.1%
5%以上10%未満	0社
10%以上30%未満	4社
30%以上50%未満	5社
50%以上70%未満	7社
70%以上100%未満	6社
100%以上	2社
経過措置を利用	1社
集計間に合わせ	1社
合計	28社
100.0%	

2-3. 財務規制に係る超過措置期間について

望ましい期間	会社数	比率	100～120ヶ月	200ヶ月	500ヶ月	1,000ヶ月	回答無し	合計
(純資産額) = (総資産額) - (総負債) - (控除項目) + (総予防項目)	0.0%	14.3%	0社	0社	0社	0社	0社	5社
30%以上50%未満	5社	17.9%	3年	9社	32.1%	1社	1社	9社
50%以上70%未満	7社	25.0%	5年	6社	21.4%	0社	1社	6社
70%以上100%未満	6社	21.4%	7年	5社	17.9%	3社	1社	5社
100%以上	2社	7.1%	9年	3社	10.7%	1社	0社	3社
経過措置を利用	1社	3.6%	合計	28社	100.0%	5社	3社	14社
集計間に合わせ	1社	3.6%				0社	0社	2社
合計	28社	100.0%						28社

(3) 基礎的リスクの状況

① 金額ベースの集計

現行法(平成23年3月)	金商法(平成23年3月)			
会社数	比率	会社数	比率	
1億円未満	6社	21.4%	2社	7.1%
1億円以上2億円未満	3社	10.7%	5社	17.9%
2億円以上5億円未満	10社	35.7%	8社	28.6%
5億円以上10億円未満	4社	14.3%	6社	21.4%
10億円以上	3社	10.7%	5社	17.9%
経過措置を利用	1社	3.6%	1社	3.6%
集計間に合わせ	1社	3.6%	1社	3.6%
合計	28社	100.0%	28社	100.0%

② 全リスク値に占める基礎的リスクの割合 (現行法に基づく計算結果)

会社数	比率
5%未満	3社
5%以上10%未満	1社
10%以上30%未満	3社
30%以上50%未満	2社
50%以上70%未満	3社
70%以上90%未満	7社
90%以上	7社
経過措置を利用	1社
集計間に合わせ	1社
合計	28社
100.0%	

* 60.7%の社において基礎的リスクの占める比率が 50% を上回った。

(1) 望ましい監督機関

監督機関(現物株取引、デリバティブ取引を所管)	会社数	比率
金融庁(現物株取引、デリバティブ取引を所管)	20社	71.4%
金融商品取引監視委員会(現物株取引、デリバティブ取引を所管)	2社	7.1%
日本版CFTC(デリバティブ取引のみを所管)	5社	17.9%
その他	1社	3.6%
合計	28社	100.0%

各選択肢を選んだ理由

(A) 金融庁が望ましいと回答した理由 (18社による枚数回答)

金融庁の所管すべき理由	会社数	比率
制度監督の一元化は早急に実施が必要があり、監督機関の統合が簡易な方式が望ましいから。	15社	75.0%
証券会社、FX会社は金融庁が監督するが、商品デリバティブも金融庁である方が、すでに目指すところが容易だから。	8社	40.0%

FX会社は金融庁が監督するが、商品デリバティブも金融庁である方が、すでに目指すところが容易だから。

デリバティブ取引と現物株の取引の当面を分離すること(日本版CFTC)や、金融コングロマリックが行うデリバティブ・現物株の取引と銀行の監督などを分離すること(金融商品取引監視委員会)は、二重規制または規制の競争を生じるおそれがあるから。

行政組織の簡素化が重要であり、新設が行政機関の設置には反対だから。

(B) 金融商品取引監視委員会が望ましいと回答した理由（2社による複数回答）

金融商品取引監視委員会の所管とするべき理由	会社数	比率
証券取引等監視委員会も統合した、独立性が高く、幅広い金融商品を監視する行政機関が望ましいから。	1社	33.3%
金融庁と別の行政機関の場合には、現物交換を伴う商品先物取引について金融庁よりも的確な監督を行うことが期待できるから。	2社	66.7%
デリバティブ取引と現物取引の当局を分離すること（日本版OTC）は、二重規制又は規制競争が生じる恐れがあるから。	1社	33.3%
監督一元化のためにより望ましいあり方を実現するためにには、行政組織簡素化の要請は相対的には重要ではないから。	0社	0.0%

(C) 日本版OTCが望ましいと回答した理由（5社による複数回答）

デリバティブ取引に特化した専門性・独立性の高い行政機関が望ましい。	3社	60.0%
金融庁と別の行政機関の場合には、現物交換を伴う商品先物取引について金融庁よりも的確な監督を行ってかかるから。	3社	60.0%
監督一元化のためにより望ましいあり方を実現するには、行政組織簡素化の要請は相対的には重要ではないから。	1社	20.0%

(D) 「その他」を選んだ1社の理由

*最終的に一元化されるとしても、段階を踏んでいただきたい。までは現監督官庁である農林水産省と経済産業省にて商品デリバティブのみを監督する別委員会を組織し監督するなどのことは考えられないか。

以上

電子取引の状況推移に関する定期調査結果

(2011年9月期)

2011.12.1 日本商品先物振興協会



電子取引の状況推移に関する定期調査 (2011年9月期)

1. 調査時期、調査項目等の概要

- (1) 調査実施時期 平成23年10月11日～同21日
- (2) 調査対象期間 以下の2半期分を対象として実施した。
 - ①平成22年10月～平成23年3月
 - ②平成23年4月～同9月
- (3) 調査対象者 全会員に調査への協力依頼し、その中にて対象期間に電子取引を提供していた会員13社から回答を得た。
- (4) 調査方法

回答者が本会ウェブサイト内に設置された回答ページに回答内容を入力する方法によった。
- (5) 調査項目

電子取引に関する以下の項目を収集した。

 - ①顧客の数 (=口座数)
 - ②預り証拠金
 - ③売買枚数
 - ④総約定代金
 - ⑤受取委託手数料額

2. 調査結果の概要

(1) 電子取引を行っている会員数

平成23年3月期においては、前回調査時(平成22年9月期)の16社から2社減少して、14社になった。その半年後の平成23年9月期には更に1社減少して13社となった。当該13社は後掲を参照され

たい。

(2) 電子取引を行っている顧客の数 (=口座数)

平成22年9月末：27,704名 (100.0%)

平成23年3月末：25,947名 (93.7%)

平成23年9月末：25,875名 (93.4%)

上記の通り、平成23年9月末は平成22年9月末に比べて6.6%、1,829名減少した。

(3) 電子取引に係る預り証拠金残高

平成22年9月末：61.5十億円 (100.0%)

平成23年3月末：64.5十億円 (104.9%)

平成23年9月末：70.1十億円 (114.0%)

上記の通り、平成22年9月末の残高から2半期連続して増加した。

(4) 電子取引に係る売買枚数

2010年4月～同9月：907万枚 (100.0%)

2010年10月～2011年3月：1,332万枚 (147%)

2011年4月～同9月：1,509万枚 (166%)

〈参考①：市場全体の売買枚数〉

2010年4月～同9月：2,974万枚（100%）

2010年10月～2011年3月：3,383万枚（114%）

2011年4月～同9月：3,580万枚（120%）

引に係る手数料収入の割合は分からぬが、売買枚数の増加ペースと受取委託手数料収入の増加ペースが近似していることを考えると、全売買枚数に占める電子取引の売買枚数が40%超となつたことから、これと同じか近い水準になることも考えられる。

以上

(文責：日本商品先物振興協会事務局)

〈参考②：市場全体に占める電子取引売買枚数の比較〉

単位：万枚	電子取引	市場全体	比率
2010年4～9月	907	2,974	30.5%
2010年10月～2011年3月	1,332	3,383	39.4%
2011年4～9月	1,509	3,580	42.2%

2010年4～9月の半年間と比較すると、その後の2半期は電子取引の売買枚数、市場全体の売買枚数ともに増加しているものの、電子取引に係る売買枚数の増加ペースのほうが大きい。その結果、市場全体に占める電子取引の割合が約42%にまで上昇することとなつた。

(5) 電子取引に係る受取委託手数料額

2010年4月～同9月：1,844百万円（100%）

2010年10月～2011年3月：2,573百万円（140%）

2011年4月～同9月：3,137百万円（170%）

電子取引による手数料収入は売買枚数の増加とほぼ同様のペースで増加する結果となった。国内商先業者に係る受取委託手数料収入の集計結果は未だまとまつてないため、全手数料収入に占める電子取

〈参考③〉今次調査において電子取引を行っていると回答した会員13社

(50音順、2011年9月30日時点)

エイ・エス・フューチャーズ [®] （株）	ドットコモディティ（株）
エース交易（株）	日産センチュリー証券（株）
岡地（株）	ニューエッジ・ジャパン証券（株）
岡藤商事（株）	（株）フジトミ
岡安商事（株）	フジフューチャーズ（株）
カネツ商事（株）	北辰物産（株）
（株）コムテックス	

2

2010.12.1 日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2011年9月期まで)

1. ストック項目

調査基準日		2008年3月末	2008年9月末	2009年3月末	2009年9月末	2010年3月末	2010年9月末	2011年3月末	2011年9月末
会社数	① 電子取引を行っている会社数	30社	31社	25社	23社	18社	16社	14社	13社
	② 商品先物取引業者数(国内)	70社	60社	49社	44社	37社	36社	33社	33社
	③ 電子取引比率(会社数ベース、①/②)	42.9%	51.7%	51.0%	52.3%	48.6%	44.4%	42.4%	39.4%
口座数	④ 電子取引会社が保有している全ての口座数(電子・対面)	66,834口座(27社)	60,410口座(29社)	51,826口座(22社)	46,424口座(20社)	42,895口座(16社)	42,472口座(16社)	37,637口座(14社)	36,136口座(13社)
	⑤ 上記のうち電子取引に係る口座数	44,224口座(27社)	38,240口座(29社)	35,570口座(22社)	29,485口座(20社)	28,673口座(16社)	27,704口座(16社)	25,947口座(14社)	25,875口座(13社)
	⑥ 上記のうち有効口座数	12,237口座(27社)	10,396口座(29社)	10,190口座(22社)	9,996口座(20社)	9,685口座(16社)	9,570口座(16社)	9,069口座(14社)	8,891口座(13社)
	⑦ 商品先物取引業者全社が保有する顧客口座数	96,012口座	87,122口座	87,233口座	85,090口座	82,571口座	80,897口座	未集計	未集計
	⑧ 電子取引比率(口座数ベース、⑤/⑦)	46.1%	43.9%	40.8%	34.7%	34.7%	34.2%	n/a	n/a
預り証拠金額	⑨ 電子取引に係る預り証拠金額	64.9十億円(27社)	56.8十億円(29社)	42.0十億円(22社)	71.2十億円(20社)	63.2十億円(16社)	61.5十億円(15社)	64.5十億円(14社)	70.1十億円(13社)
	⑩ 委託取引会社に係る預り証拠金額	273.4十億円	225.0十億円	168.1十億円	158.8十億円	168.6十億円	155.3十億円	151.7十億円(14社)	141.7十億円
	⑪ 電子取引比率(預り証拠金額ベース、⑨/⑩)	23.7%	25.2%	25.0%	44.8%	37.5%	39.6%	42.5%	49.5%

2. フロー項目

調査対象期間		2007年10月～2008年3月 (6ヶ月、併し受取委託手数料額は2007年4月～2008年3月の一年間)	2008年4月～9月 (6ヶ月)	2008年10月～ 2009年3月 (6ヶ月)	2009年4月～9月 (6ヶ月)	2009年10月～ 2010年3月 (6ヶ月)	2010年4月～9月 (6ヶ月)	2010年10月～ 2011年3月 (6ヶ月)	2011年4月～9月 (6ヶ月)
売買枚数	⑯電子取引売買枚数 (含、オプション)	11,169,302枚(28社)	8,613,163枚(29社)	6,287,972枚(24社)	6,270,268枚(20社)	7,374,070枚(16社)	9,071,677枚(16社)	13,323,000枚(14社)	15,092,993枚(13社)
	⑰市場全体の総売買枚数 (含、オプション)	69,452,062枚(全社)	51,423,376枚(全社)	41,199,660枚(全社)	33,253,826枚(全社)	35,264,360枚(全社)	29,740,040枚(全社)	33,829,654枚(全社)	35,803,460枚(全社)
	⑪電子取引比率 (売買枚数ベース、⑯/⑰)	16.1%	16.7%	15.3%	18.9%	20.9%	30.5%	39.4%	42.2%
総約定代金	⑯電子取引による 総約定代金(兆円) (含、オプション)	27.5兆円(27社)	21.9兆円(28社)	9.3兆円(24社)	11.8兆円(20社)	15.9兆円(16社)	20.8兆円(16社)	23.1兆円(14社)	29.0兆円(13社)
	⑰市場全体の総約定代金 (売買枚数ベース、兆円) (含、オプション)	154.7兆円	116.6兆円	59.3兆円	54.3兆円	77.2兆円	69.8兆円	78.1兆円	100.3兆円
	⑪電子取引比率 (総約定代金ベース、⑯/⑰)	17.8%	18.8%	15.7%	21.7%	20.6%	29.8%	29.6%	28.9%
受取委託手数料額	⑯電子取引による受取委託手数料 (百万円、含オプション)	5,549百万円(28社)	2,382百万円(29社)	1,552百万円(24社)	1,723百万円(20社)	1,868百万円(20社)	1,844百万円(20社)	2,573百万円(14社)	3,137百万円(13社)
	⑰業界全体の受取委託手数料 (百万円、含オプション)	113,771百万円(全社)	36,929百万円(全社)	25,012百万円(全社)	23,351百万円(全社)	25,074百万円(全社)	20,242百万円(全社)	未集計	未集計
	⑪電子取引比率 (受取委託手数料ベース、⑯/⑰)	4.9%	6.5%	6.2%	7.4%	7.4%	9.1%	n/a	n/a

日本商品先物振興協会



電子取引に係る状況推移(2011年9月期まで)

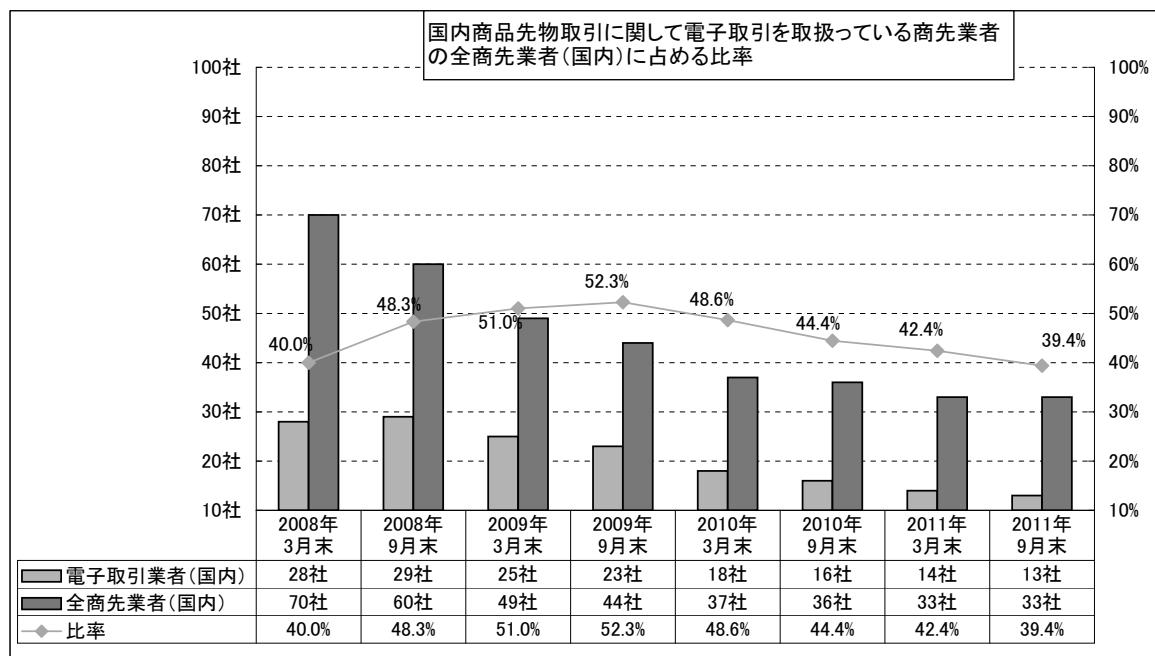
3. 注記事項

①電子取引を行っている会社数	本会からの調査に対して「電子取引を行っている」と回答した会社数
②商品先物取引業者数	本会調べ。
④保有口座数	2005年12月末まで:各社が有している口座の数 2006年3月末から:証拠金残高がある口座/無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑤うち電子取引口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数 2006年3月末から:証拠金残高がある電子取引口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑥うち有効口座数	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 2005年12月末まで:証拠金残高がある口座(無担保委託者未収金を有する口座を含む) 2006年3月末から:建玉がある口座
⑦全口座数	本会調べ。(定期業務報告書による。)
⑨電子取引に係る 預り証拠金額	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑩委託取引全体に係る 預り証拠金額	株式会社日本商品清算機構「預託金残高推移」における「委託総額」に記載されている額(LGを含んでいる。)
⑫電子取引売買枚数	本会調べ。(会員アンケート調査による。)
⑬市場全体の総売買枚数	商品取引所連絡会調べ。(直近の値は速報値)
⑯電子取引による 総約定代金	本会調べ。(会員アンケート調査による。) 対象期間における会員ごとの総約定代金の合計。 会員においては以下のいずれかの方法によって算出している。 (i)銘柄ごと、限月ごとの月間平均購入値段に約定枚数・倍率を乗じる方法 (ii)約定成立ごとの総約定代金の合計
⑰市場全体の総約定代金	商品取引所連絡会調べ(直近の値は速報値) 個々の約定成立ごとの総約定代金の合計。 1約定においては売り方と買い方があるため、それを本会において2倍している。
⑯、⑰受取委託手数料額 (電子取引、市場全体)	(i)電子取引に係る額:本会調べ(会員へのアンケート調査による。) (ii)市場全体:本会調べ(月計残高試算表による。)
*#1 総約定代金、売買枚数	国内公設商品市場における取引を対象としている。(オプションを含む。)
*#2 電子取引	電子情報処理組織を経由して受託した取引。 (2008年3月期は、「インターネットホームトレードにより受託した取引」と定義)

日本商品先物振興協会



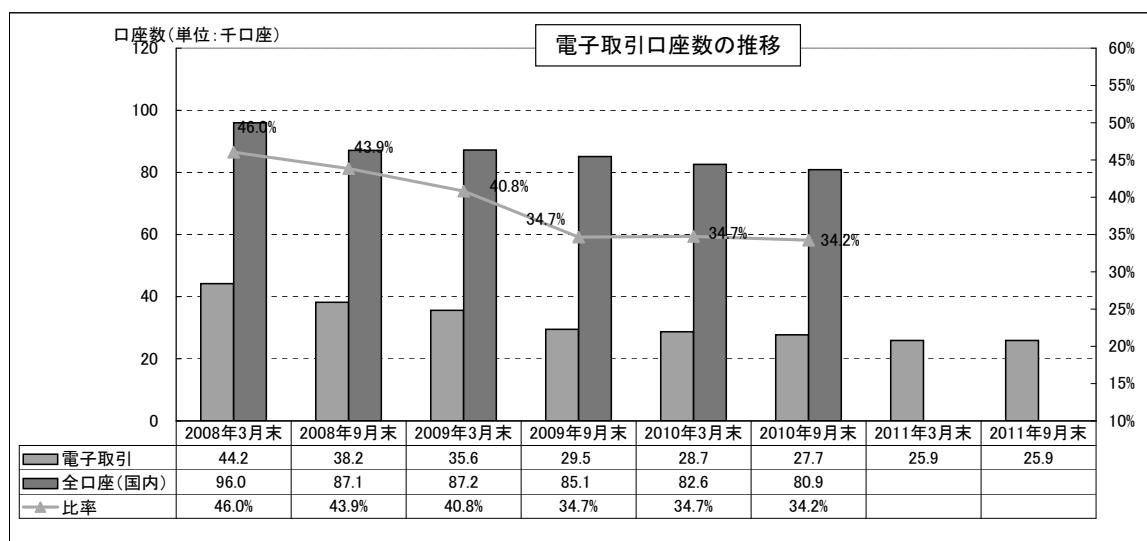
電子取引に係る状況推移(2011年9月期まで)



日本商品先物振興協会

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

電子取引に係る状況推移(2011年9月期まで)



電子取引のための口座のうち預託残高があるものの数。

本会調査に対する会員企業からの回答の合計。

電子口座数 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数。

2006年3月末以降:証拠金残高がある電子取引口座の数。

(ただし、無担保委託者未収金を有する口座は含まない。)

全口座数 市場全体の口座数(預託残高があるもの)。

会員各社が本会宛て提出している定期業務報告書の合計。

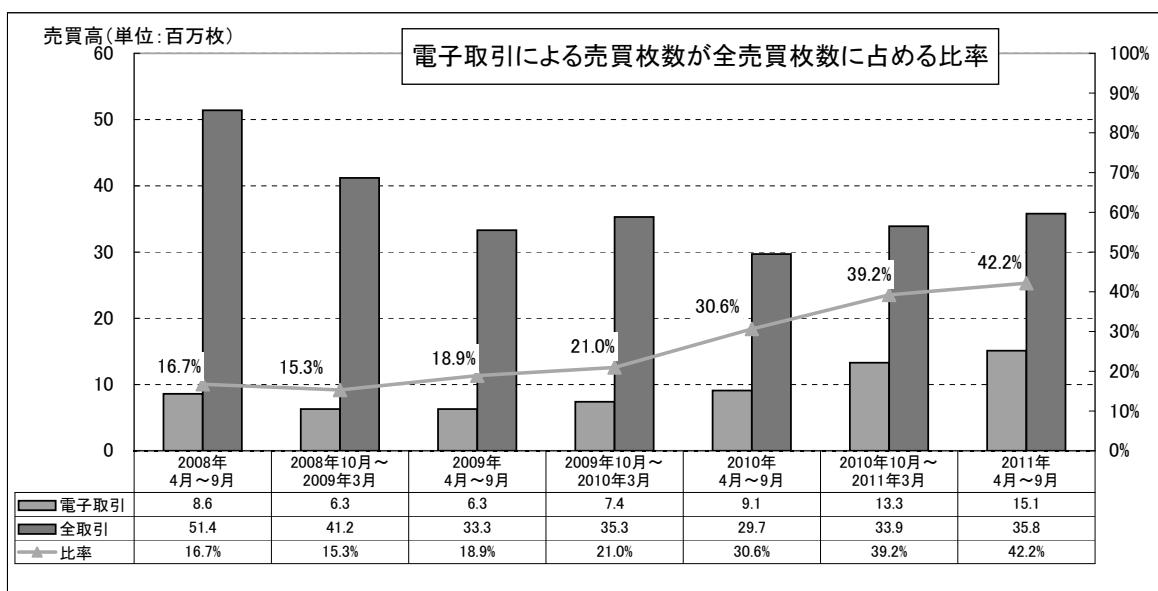
電子取引 電子情報処理組織を通じて委託された取引

(2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

日本商品先物振興協会

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

電子取引に係る状況推移(2011年9月期まで)

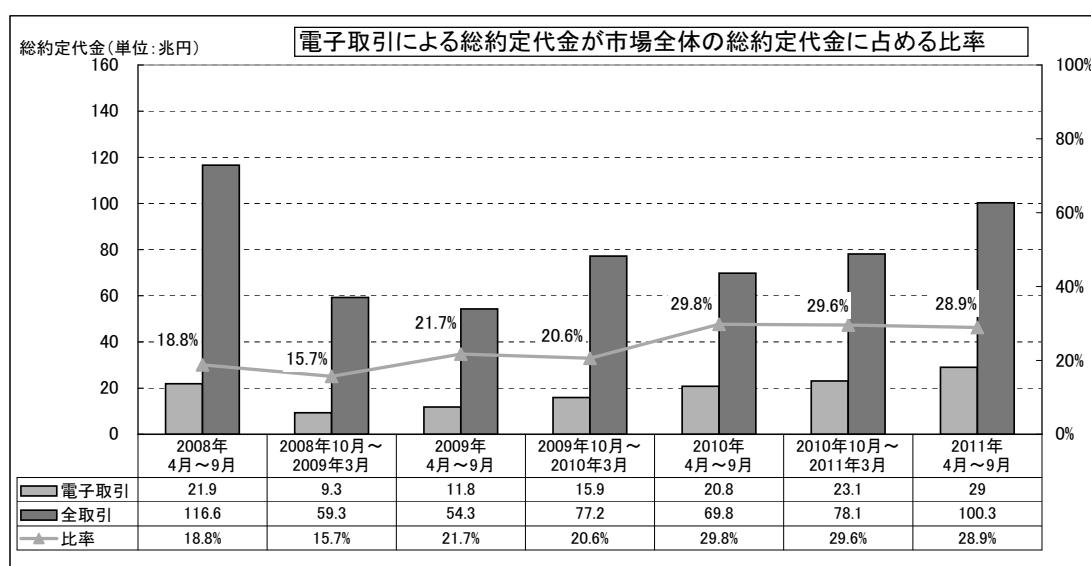


電子取引による売買枚数	本会調査に対する会員企業の回答の合計値。
全売買枚数	市場全体の売買枚数。国内各取引所提供のデータに2を乗じている。
電子取引	電子情報処理組織を通じて委託された取引 (2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

日本商品先物振興協会

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

電子取引に係る状況推移(2011年9月期まで)



(1)電子 本会調査に対する会員企業の回答の合計値。

オプション取引を含む。

電子取引:電子情報処理組織を通じて委託された取引

(2008年3月期のみインターネットホームトレードシステムを利用した取引)

(2)全体 取引所が提供しているデータ(片道)に2を乗じている。(1約定においては売り方と買い方の双方が存在するため。)

・オプション取引を含む。

・2005年国際生糸(ドル建て)の約定代金は同年中の期中平均レート(110.22円/米ドル)によって円貨に換算している。

日本商品先物振興協会

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

[資料7－(3)]

平成 23 年度の委託者アンケート調査結果の概要について

平成 24 年 4 月 17 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

金融所得課税一元化に関する調査報告書（電子版）の掲載について

昨年 7 月にご協力をいただきました金融所得課税の一元化に向けた委託者調査（アンケート調査・実情調査）の報告書（電子版）を協会会員専用ページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。

ファイルは以下のリンク先に掲載しておりますので、同リンクボタンをクリックしてご覧下さい。

「金融所得課税の一元化が商品先物取引に与える影響に関する調査報告書」

URL: https://www.jcfa.gr.jp/cgi-bin/member/editDispatch.cgi?s_tend=2012

※なお、報告書（冊子版）は、後日に発送いたします。

ご多忙の中、本調査にご協力いただき厚くおれを感謝申し上げます。

なお、本調査報告書は特定個人を識別することのない統計資料ではありますが、アンケートにご回答いただいた個人投資家の資産状況等が把握できる資料であることに配慮し、会員限りとさせていただきますので、お取り扱いについてご留意を賜りたくお願い申し上げます。

- (1) 先物取引（商品、有価証券、金融）間での損益通算が可能なことの認知度（報告書 P2）

	平成 21 年度調査 (今次調査)	平成 22 年度調査 (今次調査)	平成 23 年度調査 (今次調査)
知っている	52.5%	68.7%	75.7%
知らない	47.5%	31.3%	24.3%

先物取引間での損益通算が可能なことについての認知の割合は、平成 21 年度調査の 52.5%から 23.2% 増加し、今次調査では 75.7% となった。委託者の中に先物取引間の損益通算制度が浸透しつつある。

- (2) 金融所得課税が一元化された際に商品先物取引との損益通算を希望する金融商品（報告書 P 3）

株式	投資信託	海外（商品、金融）先物取引	商品ファンド
76.5%	41.8%	40.7%	31.5%

商品先物取引との損益通算を望む金融商品としては株式が最も多く、76.5% の回答者が実現を希望する結果となった。それ以外では、投資信託、海外（商品、金融）先物、商品ファンドの順となっている。

- (3) 3 年間の繰越控除が可能となったことによる商品先物取引の投資額や取引回数の増減の影響（報告書 P 4）

増加した	変化なし	減少した
17.5%	73.5%	9.0%

今次調査において、3 年間の繰越控除可能により商品先物取引への投資行動が「増加した」と回答した者の割合は 17.5%、「変化なし」と回答した者の割合は 73.5% となった。本制度による商品先物取引への投資意欲の刺激効果は、今のところ既定的であることが窺える。

(4) 商品先物取引と有価証券先物取引との損益通算を行ったことのある委託者の割合（報告書 P22）

商品先物取引と有価証券先物取引との損益通算の経験者の割合			
（平成 20 年度調査 平成 21 年度調査 平成 22 年度調査 平成 23 年度調査 （今次調査））			
28.4%	36.6%	48.8%	56.5%

商品先物取引と有価証券先物取引との損益通算の経験者の割合が、平成 20 年度調査から約 30% 増加した。商品先物取引と有価証券先物取引の損益を通算して税務申告をした者の割合が、増加傾向にあることが窺える。

(5) 商品先物取引と取引所 FX 取引との損益通算を行ったことのある委託者の割合（報告書 P29）

商品先物取引と取引所 FX 取引との損益通算を行ったことのある委託者の割合			
（平成 21 年度調査 平成 22 年度調査 平成 23 年度調査 （今次調査））			
33.1%	15.7%	29.4%	

今次調査では、商品先物取引と取引所 FX 取引の損益通算を行ったことのある者の割合は平成 22 年度調査 15.7% から 13.7% 増加して 29.4%となつたが、平成 21 年度調査 33.1% からは 3.7% 減少し。

以上

[資料7ー(4)]

公設市場(取引所取引)における先物取引と株式(現物)に関する税制の概要(個人)

2012.01現在

	アメリカ ^{(*)1}	イギリス	フランス	ドイツ	ドイツ (2008年12月31日以前取得資産 のための経過措置)
先物と株式に対する課税	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能(現物株式と先物でルールが異なる)	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であるが、株式売却損は株式売却益としか損益通算できない。 先物取引から生じる損失は、第20条に規定するその他のキャビタルゲイン(*2)との相殺が可能。 (§ 20 Abs. 2 Nr. 1(株式売却益), Nr. 3a(先物取引), Abs. 6 Satz 5(株式売却益の同一所得内での損益相殺の禁止)ESTG)(*)2	先物と株式(現物)は同じ所得区分(カテゴリー)であり、損益通算が可能(§ 22 Nr. 2, § 23 Abs. 1 Nr. 2 EStG)(*)3
所得区分	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	キャピタル・ゲイン/ロス	その他の所得
課税方法	<p>短期(1年以下保有)は総合課税 長期(1年超保有)は分離課税</p> <p>長期キャビタルゲインは15%。2013年以降に開始する年度(2013年1月1日以降)からは20%となる。 通常所得収が\$34,500以下の個人の税率区分が15%以下であるが、その場合は、長期は0%, 2013年以降の開始年度(2013年1月1日以降)より10%となる。長期キャビタルゲイン所得金額に上限はない。 ※通常所得=所得全体。(キャビタルゲイン所得+適格配当所得)</p> <p>キャビタル・ゲイン-損失[*] *: 損失は、年間3,000ドルをMAX</p> <p>キャビタル・ゲインの算定にあたっては、 (1)長期のもの及び短期のもののそれらの区分で利益と損失を算出して长期、短期それぞれのキャビタル・ゲイン/ロスを計算。 ※先物取引におけるキャビタルゲイン/ロスのうち、60%は長期利益、40%は短期利益とみなす。 (2)①の結果得られた長期及び短期のキャビタル・ゲイン/ロスを合算する。 (3)②の結果算定されたキャビタル・ゲインが、長期のものから生じたのである(5名)、長期及び短期双方から生じた場合には、長期・短期それぞれの税率(長期:15%、短期:通常所得に適用される累進税率)を適用する。 (4)最終値がロスである場合は、長期・短期に問わらず年間3000ドル未満では、以下に解説したおり、通常所得との損益通算が可能。</p> <p>通常所得が\$34,500以下の個人の場合(税率区分が15%以下になるケース)、長期利益の%。 通常所得\$34,500以上の場合は、上記の通り長期利益の15%(2013年以降は20%)。</p> <p>短期利益は、(短期利益+その他の課税対象所得-\$8,375) × 15% + \$8500</p>	<p>分離課税(税率については総合所得によって決定)</p> <p>・税率18.9または28%(2010年6月23日以後、高額所得者(注1)に対しては一定以上の中キャビタルゲインに対して28%を適用。(注2)</p> <p>注1: 高額所得者は、諸控除を行った後、基礎税率35,000ポンド以上の所得/ゲインを得た個人。</p> <p>注2: 高額所得者は、キャビタルゲイン以外の他の所得、雇用所得、非雇用所得(個人)所得、キャビタルゲインを含む個人所得対象の所得を合算した個人所得で判定される。</p> <p>(キャビタルゲインの課税税率) ①キャビタルゲイン以外の年間課税所得から基礎控除(基礎控除等)項目を引いた金額を確認 ②(1)の金額と35,000ポンドを比較し、余りがある場合に当該キャビタルゲイン課税に割り当てる ③キャビタルゲインに割り当てられた金額について18%課税(35,000ポンド以上は28%課税) <計算例> 年間個人所得(基礎控除後)50,000ポンド(内訳:給与所得20,000ポンド、キャビタルゲイン30,000ポンド)の場合 ①キャビタルゲイン課税対象所得: 30,000ポンド-非課税枠10,600ポンド=19,400ポンド ②18%課税枠: 35,000ポンド-20,000ポンド(給与所得)=15,000ポンド 19,400ポンド > 15,000ポンド → 15,000ポンドは18%で課税 ③28%課税枠: 19,400ポンド-15,000ポンド=4,400ポンド 4,400ポンドは28%にて課税</p>	<p>分離課税</p> <p>源泉分離課税と総合課税の選択(§ 32d Abs. 6 EStG)</p> <p>※選択的申告は可能だが、総合課税を選択して申告しても、株式売却益/損失と他の所得との相殺はできない。</p>	<p>・短期(1年内)は総合課税 ・長期(1年超)は免税</p>	
他の所得区分との損益通算 非課税枠 免税枠	<p>・損益通算可能 ※トータル・ロスは、年間3,000ドルまで通常所得との損益通算可能。損益通算に適用される損益は、長期・短期の区分ではなく、キャビタル・ゲイン/ロスによる所得との損益通算が可能。(但し、小規模法人株式の例外あり例: 特定の小規模法人株式にかかるキャビタルロスは一定程度損益通算が可能など)</p> <p>・原則非課税枠なし(但し、小規模法人株式の例外あり例: 特定の小規模法人株式による損益枠があるなど)</p>	<p>・損益通算不可 ・非課税枠あり 年間キャビタル・ゲイン10,600ポンド以内と株式(現物)などキャビタルゲインの所得区分の収支を合算した上で(非課税枠)</p> <p>※キャビタルゲイン非課税枠(10,100ポンド-10,600ポンド)の適用時期は2011年4月6日以降。</p>	<p>・損益通算不可 ・持分数で10%以上、期間で8年以上所有した株式を売却する場合、そのキャビタルゲイン(社会保険料13.5%は控除)の60%以上を、新設会社出資や既存会社出資の際に投資してその持分数が5%以上でこれを年間所有した株式からの譲渡益は非課税とされていた。法律は2005年に制定されたため、実際には6年目にあたる2011年度から適用が予定されていた。しかし議会は、適用開始前にこの措置を廃止して、代わりに今回の措置を導入した。この新措置は2011年度譲渡益(2011/01/01以降の譲渡益より適用)から適用される。</p>	<p>・損益通算不可(§ 20 Abs. 6 Satz 2 EStG)(*)4 ・資本所得控除あり(801ユーロ、夫婦合算申告の場合は1602ユーロ)。先物と株式(現物)などキャビタルゲインの譲渡益は社会保険料13.5%に関して非課税措置は適用されない。(Art. 150-0 D 6 StG)(*)5</p> <p>※ドイツでは免税、非課税ではなく資本所得控除として規定されている。</p>	<p>・損益通算不可(§ 23 Abs. 3 Satz 7 EStG)(*)6 ・免税あり(§ 23 Abs. 3 Satz 5 EStG)(*)7 ・保有期間1年超の取引は免税 先物と株式(現物)同じ</p>
損失の繰越	原則ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャビタル・ゲインの範囲内で適用)過年度から繰越されたキャビタルロスがある場合、当該年度に発生したキャビタルロスに過年度から繰越されたキャビタルロスの合計額のうち、年間3000ドルまで通常所得との損益通算が可能となる。 但し小規模法人株式の例外規定により初年度キャビタル・ゲインの枠を超えての損失控除あり	ロスが無くなるまで無期限に繰越可能(キャビタル・ゲインの範囲内で適用)	当期で相殺できなかったキャビタルロスは10年限度で繰越し可能。(art. 150-0 D 11)	<p>・無期限に繰越し可能。株式売却損の繰越し損失は将来の株式売却益とのみ相殺可能。その他は第20条に定める所得の範囲内で相殺可(§ 20 Abs. 6 Satz 3 ff. EStG)(*)8</p> <p>4項(§ 32d Abs. 4 EStG)による源泉分離課税を前提として、納稅義務者が申告書を提出して資本所得控除やキャビタルゲインの譲渡益の損益通算との相殺を行うことができる旨の規定 ・継承はない。</p>	<p>・2008年12月31日までに発生した損失については経過措置として2013年までに実現する所得税法第20条1項、2項に定めるキャビタルゲイン(先物及び株式)並びに旧第23条に定める個人資産売却益(短期保有資産一不動産なら10年、それ以外の資産は1年)との相殺が可能(§ 23 Abs. 3 Satz 9, 10, § 52a Abs. 11 Satz 11 EStG)(*)9</p>
出所	U.S. Internal Revenue Code, US Income Tax Regulations	Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143 ※Futuresに関するキャビタルゲイン取り扱いの原則が、Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Section 143に記述されている。税率の見直しは、ほぼ毎年行われ、予算案(Budget)を経て毎年のFinance Actの中で更新(があれば)される。	Code général des impôts (CGI, 一般税法) 現物取引 CGI art. 150-0 A à art. 150-0 E 先物取引 CGI art. 150 ter à art. 150 undecies (*2) (訳)現物取引 CGI 第150-0 条 A ~ 第150-0 条 E / 先物取引 CGI 第150 条3項 ~ 第150条第11項	Einkommensteuergesetz (略してEStG、所得税法)	Einkommensteuergesetz (略してEStG、所得税法)

(*1)アメリカについては、投資資産の譲渡はキャビタル・ゲイン/ロス、投資資産で無い場合(事業の規模など)は通常所得/損失となるが、上掲表では投資資産の場合を記載している。
(*2)20条所得に含まれるものと見て次のものが挙げられる)全て個人保有の場合に限定され、事業所得に含まれるものと見られない)。なお、20条所得である先物取引に係る所得と、23条所得である不動産譲渡に係る所得は、損益通算は認められていない(20条所得と23条所得の損益通算は不可)。
(20条所得の具体例)

配当、清算配当、匿名組合利益分配金、抵当利子/年金、保険の運用部分、債権の種類を問わず、そこから生じる運用益、手形割引料、株式譲渡益、配当証券譲渡益、利子証券及び利子請求権の譲渡益、匿名組合持分権の譲渡益、抵当権譲渡益、年金請求権譲渡益、保険金請求権譲渡益、その他の債権譲渡益(第2項7号)

(*3) § =Paragraph: 条、Abs.: Absatz: 項、Satz: 文、Nr.: Number: 号、ff.: fortfolgend: 以下、a.F.: alte Fassung: 改正前

公設市場(取引所取引)における商品先物取引と株式(現物)に関する税制の概要(個人)

2012.01現在

	中国	香港	韓国
株式に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率20% ・課税所得は以下のように計算される。 課税所得＝譲渡収入－取得価額及び合理的な費用 ・但し、国内の上場株式の譲渡は現在、暫定的に免除されている。一方、外国の上場株式は現在もなお税率20%が課税される。 ・株式売買時に証券取引税0.1%が課税される(印紙税法案が証券取引税に改正された) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の売買所得は非課税 ・株式の売却及び取得の売買価額または評価額に対して印紙税0.2%(売手0.1%・買手0.1%の負担)が課税される 	<p>〈大株主でない場合〉 ・上場株式・KOSDAQ株式は非課税 ・非上場株式は税率10%(中小企業の株式)または20%(その他の株式)で分離課税される 〈大株主である場合〉 ・中小企業株式: 10% ・大企業株式: 1年以上保有- 20%(1年未満保有- 30%) 〈有価証券取引税など〉 ・株式売却時に売却約定金額に対して有価証券取引税(上場:0.15%、KOSDAQ: 0.30%、非上場: 0.50%)と上場株式については農漁村特別税(証券取引所で取引された金額の0.15%)が課税される 上場: 有価証券取引税(0.15%)+農漁村特別税(0.15%) KOSDAQ: 有価証券取引税 (0.3%) その他非上場: 有価証券取引税(0.5%)</p> <p>※韓国株式に投資している上場投資信託の受益証券の取引については、2012年1月1日より0.1%の税率で有価証券取引税が課税される予定でしたが、まだ導入されていません。</p>
株式売買益の所得区分	財産譲渡所得	該当事項なし	schedular income (キャピタル・ゲイン/ロス)
先物に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率20% ・課税所得は以下のように計算される。 課税所得＝譲渡収入－取得価額及び合理的な費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・先物取引に対する所得は非課税 	韓国の所得税法は税法に列挙される所得だけに課税することになっている。 先物取引に対しては所得税法に列挙されてないので、課税対象ではない(2004年の税制改正に課税する案があったが、導入されていない)。
先物の所得区分	財産譲渡所得	該当事項なし	該当事項なし
先物と株式の売買損益の損益通算	損益通算不可	該当事項なし	先物取引に関する所得は課税対象ではないので、損益通算は該当事項なし
先物と株式の非課税枠・免税枠	現行の税法では、先物と株式の非課税枠、免税枠の規定はない。	該当事項なし	上場株式・KOSDAQ株式は非課税 先物取引については該当事項なし
株式、先物の損失の繰越	年間の取引収支で損失が発生した場合、株式、先物共に次年度に損失を繰越すことができない。	該当事項なし	年間の取引収支で損失が発生した場合、株式は次年度に損失を繰越すことができない。 先物取引については該当事項なし

※各国の個人(居住者)が、事業所得の規模に達しない規模の売買で得た利益に対する課税方法に関する調査

国民生活センター相談件数に係る調査結果について

1. 商品デリバティブ取引関連の相談件数

本年 7 月の当会からの照会に対し国民生活センターが回答した 2010 年度の『商品デリバティブ取引』に係る相談件数とその内訳、および本年 1 月 1 日から商品先物取引の施行後の相談件数とその内訳（それぞれ 2011 年 8 月 5 日までに『消費生活相談データベース』に登録された件数）は以下の通りである。

なお、同センターではデータを随時更新しているため、ホームページ等で公表されている数値とは差異が生じる可能性がある。

① 2010 年度相談件数（相談受付期間：2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日）

商品デリバティブ取引	3,587 件	← うち未区分 900 件
国内商品先物等	299 件	
海外商品先物等	2,388 件	← うち未区分 1,353 件
規制海外先物取引	373 件	
オプション取引	321 件	
ロコ・ロンドンまがい取引	341 件	

② 相談件数経年比較

	2010 年度	2009 年度	2008 年度	2007 年度	2006 年度	2005 年度
商品先物関連相談件数	3,587 件	3,586 件	3,907 件	3,913 件	*4,532 件	4,711 件
国内公設先物取引	299 件	319 件	330 件	325 件	660 件	700 件
国内私設先物取引			4 件	12 件	38 件	24 件
規制海外先物取引	2,388 件	2,274 件	553 件	445 件	489 件	472 件
非規制海外先物取引			874 件	576 件	416 件	124 件
未区分	900 件	993 件	2,146 件	2,555 件	2,929 件	3,391 件

*2006 年度件数は 時事通信社 07 年 9 月 20 日報道

③ 商品先物取引法施行後の相談件数

	2011 年 1-6 月	2010 年 1-6 月
商品デリバティブ取引	1,180 件	1,680 件
国内商品先物等	126 件	143 件
海外商品先物等	733 件	1,045 件
規制海外先物取引	*	233 件
オプション取引	93 件	137 件
ロコ・ロンドンまがい取引	124 件	152 件

*2011 年 1 月以降、「規制海外」の検索条件を廃止

2. 調査結果の分析

相談の具体的な内容は明らかにされていないため、以下の分析は先物協会事務局で単に相談件数の変化の要因を類推したものである。

(1) 集計区分の変更

「国内」の分類	2008 年度まで	2009 年度	2010 年度
「海外」の分類	「公設」と「私設」を区分 一本化	「公設」と「私設」を区分 一本化	（継続）
分	「規制」と「非規制」を区分 分	「海外商品先物等」の内訳として「規制海先」「オーバー 海外」の区分を廃止。 「ロコ・ロンドンまがい」を設定	2011 年 1 月から「規制 「ロコ・ロンドンまがい」の定義を改定

国民生活センターは商品先物取引法の施行に伴う商品デリバティブ取引の規制体系の変化を反映するため、2011 年 1 月 1 日から『消費生活相談データベース』への登録区分（同データベースの検索区分）と用語の定義を一部変更した。登録区分の変更是昨年に続き 2 年連続となる。

変更のポイントは 2 つ。ひとつは 2009 年度から中分類『海外商品先物等』の内訳としていた『規制海外先物取引』『オプション取引』『ロコ・ロンドンまがい取引』の 3 分類のうち『規制海外先物取引』の区分を廃止したこと。この理由を国民生活センターは、商先法がすべての海先取引を規制対象としたことから、あえて「規制」を区別して分類する必要がなくなったためと説明している。海外先物取引の分類に関しては、08 年度までの「規制」か「非規制」かの 2 分類から、昨年度（2009 年度）に前出の 3 分類のどれか——という区分に改めたが、今年度はさらに分類を変えた。なおこの分類の変更是 2010 年度の途中であるため、通年分析に影響を与えることとなった。

もうひとつは『ロコ・ロンドンまがい取引』の定義を拡大したことである。ロコ・ロンドンまがい取引は 06 年以降に消費者被害が拡大し始め、これを受け国民生活センターは 09 年度から新たな分類の項目に加えた。対象となる取引は、もちろんロンドンで受渡しされる金の相対取引（スポット取引）の「まがい（類似）取引」であった。しかし、商先法により個人投資家を相手とした相対取引（CFD 取引を含む）が許可となつたために、これらの相対取引すべてを『ロコ・ロンドンまがい取引』に含めることにした。すなわちシカゴ大豆やニューヨーク原油などをベースとした CFD 取引も『ロコ・ロンドンまがい取引』に含まれるとの整理である。なお『商品 CFD 取引』や『店頭商品取引』といった分類は設けられていない。

(2) 相談件数の分析

(区分変更の影響)

2010 年度の『商品デリバティブ』全体の相談件数は 3,587 件。うち国内商品先物関連が 299 件、海外商品先物関連は 2,388 件だった。全体件数から国内と海外を引いた残りは 900 件で、この未区分の数字は「商品デリバティブ」の相談として受け付けたが取扱対象は不明な相談」と解されるが、昨年度の調査報告（平成 22 年 10 月）において指摘した通り、2009 年度以降は「海外商品先物等」の区分に『ロコ・ロンドン』まい取り』が追加されたことにより海外先物の相談件数が増加し、相対的に「未区分」に相当する件数が 1 千件以上減少したものと類推できる。

同様に『海外商品先物等』の相談件数も全体件数の 2,388 件と、『規制海外先物取引』『オプション取引』『ロコ・ロンドン』まい取り』の 3 分類の合計 1,035 件との差である 1,353 件が未区分であるが、2011 年からは『規制海外先物』の区分が廃止されたためにこの 1,353 件が『規制海外先物』に該当するものか『対象不明』かは判別することができなくなった。また、この海外先物の区分変更是 2011 年 1 月 1 日付で行われたため、年度を調査単位としてきた本調査では、2010 年度に限り旧分類と新分類が混在することとなり、全体件数と内訳との差に何らかの意味を見い出すのも困難である。

(3) 過去の年度との比較

2010 年度の『商品デリバティブ関連相談件数』（以下『全件数』と表記）は 3,587 件で前年度とほぼ変わらないが、『国内』は 20 件減少、これと対照的に『海外』は 5 年連続で増加している。

相談件数の前年度比較

	10 年度	09 年度	08 年度	07 年度	06 年度	05 年度
全件数	3,587	3,586	3,907	3,913	4,532	4,711
前年度比較 (件)	+ 1	▲ 321	▲ 6	▲ 619	▲ 179	—
増減率 (%)	0.0	▲ 8.2	▲ 0.2	▲ 13.7	▲ 3.8	—
国内合計	299	319	334	337	698	724
前年度比較 (件)	▲ 20	▲ 15	▲ 3	▲ 361	▲ 26	—
増減率 (%)	▲ 6.3	▲ 4.5	▲ 0.9	▲ 51.7	▲ 3.6	—
全件数比 (%)	8.3	8.9	8.5	8.6	15.4	15.4
海外合計	2,388	2,274	1,427	1,021	905	596
前年度比較 (件)	+114	+847	+406	+116	+309	—
増減率 (%)	5.0	59.4	39.8	12.8	51.8	—
全件数比 (%)	66.6	63.4	36.5	26.1	20.0	12.7
未区分	900	993	2,146	2,555	2,929	3,391
前年度比較 (件)	▲ 93	▲ 1,153	▲ 409	▲ 374	▲ 462	—
増減率 (%)	▲ 9.4	▲ 53.7	▲ 16.0	▲ 12.8	▲ 13.6	—
全件数比 (%)	25.1	27.7	54.9	65.3	64.6	72.0

(国内相談件数は商先法で減少率拡大)

『国内』の相談件数は調査開始時の 05 年度 724 件から 2010 年度には 299 件となり、5 年間で 425 件（58.7% 減）減少した。この間、劇的な変化が見られたのは 698 件（うち国内公設 660 件）から 337 件（同 325 件）と 5 割強減少した 2006 年度から 2007 年度にかけてだが、これは 2007 年 8 月に施行された改正商品取引所法による商品取引員（現商品先物取引業者）の広告・勧誘規制等の強化を映したものと解される。

以後、『国内』の相談件数は緩やかに減少を続けていますが、商先法が施行された 2010 年度の増減率（▲ 6.3%）、および「商品先物取引法施行後の相談件数」（1 頁）における本年 1~6 月の相談件数（126 件、前年同期 17 件減）の増減率（▲ 11.9%）は 2008 年度以降で最も大きい減少率を示している。

(海外相談件数は増加速度鈍る)

『国内』とは対照的に『海外』の相談件数は調査開始以来、毎年、前年度件数を上回

り、2010年度は2,388件となつた。ただし2010年度は前年度比で増加件数114件、増減率+5.0%にとどまり、過年度に比べて増加の値は著しく低下している。『国内』の減少と『海外』の増加の結果、全件数に占める『海外』の割合は66.6%となり、昨年度よりも3.2ポイント拡大した。

(4) 商品先物取引法施行後の相談件数

1頁の「商品先物取引法施行後の相談件数」を見ると、商品先物取引法が相談件数の減少をもたらしたこととは明らかである。同法施行から半年間（2011年1月1日～同6月30日）の相談全件数は1,180件で、前年同期の1,680件に比べ件数で500件、約3割（29.8%）減少している。

(相談件数の詳細)

内訳を見ると、減少数は『国内』よりも『海外』の方が大きい。前述の通り、2011年1～6ヶ月期の相談件数1,180件中『国内』は126件で前年同期比17件減、減少の割合は11.9%。一方、『海外』は733件で減少数312件、減少の割合は29.9%達した。また『海外』の中でも『オブション』の減少割合は32.1%、『ロコ・ロンドン』は18.4%と前者が若干高いものの、双方とも『国内』の減少割合を上回っている。

『国内』と『海外』の差は、相対的に『国内』よりも『海外』の方が減少マージンが大きいことと、『海外』に関しては商先法による海先取引と店頭商品取引事業者の参入規制（事業者の許可制）導入の効果が發揮されたことによるところとみられる。事実、平成22年中には大手を含む多くの海先事業者の撤退が確認されている。ただ撤退事業者に関する相談は商先法施行後もしばらくは続くと考えられるため『海外』の相談件数が『国内』と同様の減少傾向をたどるのはもう少し先になると推測される。

(外国籍の未許可業者)

なお海先取引と店頭商品取引は商先法の下で国内取引所取扱業者（かつての商品取引員）、FX業者、証券会社等が担っており、これによりこれら取引の健全な発展が期待されている。しかし外国で商品先物取引の正規ブローカー・ライセンスを取得し、インターネットを通じて日本国内の個人投資家をターゲットとして勧誘するケースも確認されている。同行行為は当然、商先法の規制を受けるが、当該業者が商先法に基づく許可を得ていないばかりか一任売買による資産運用の仲介も提供しているケースもある。当該業者が必ずしも相談件数やトラブルの増加をもたらすとは限らないが、同様のビジネスの広がりには不安を感じ得ない。

(損金取り返すとの詐欺的行為が多い)

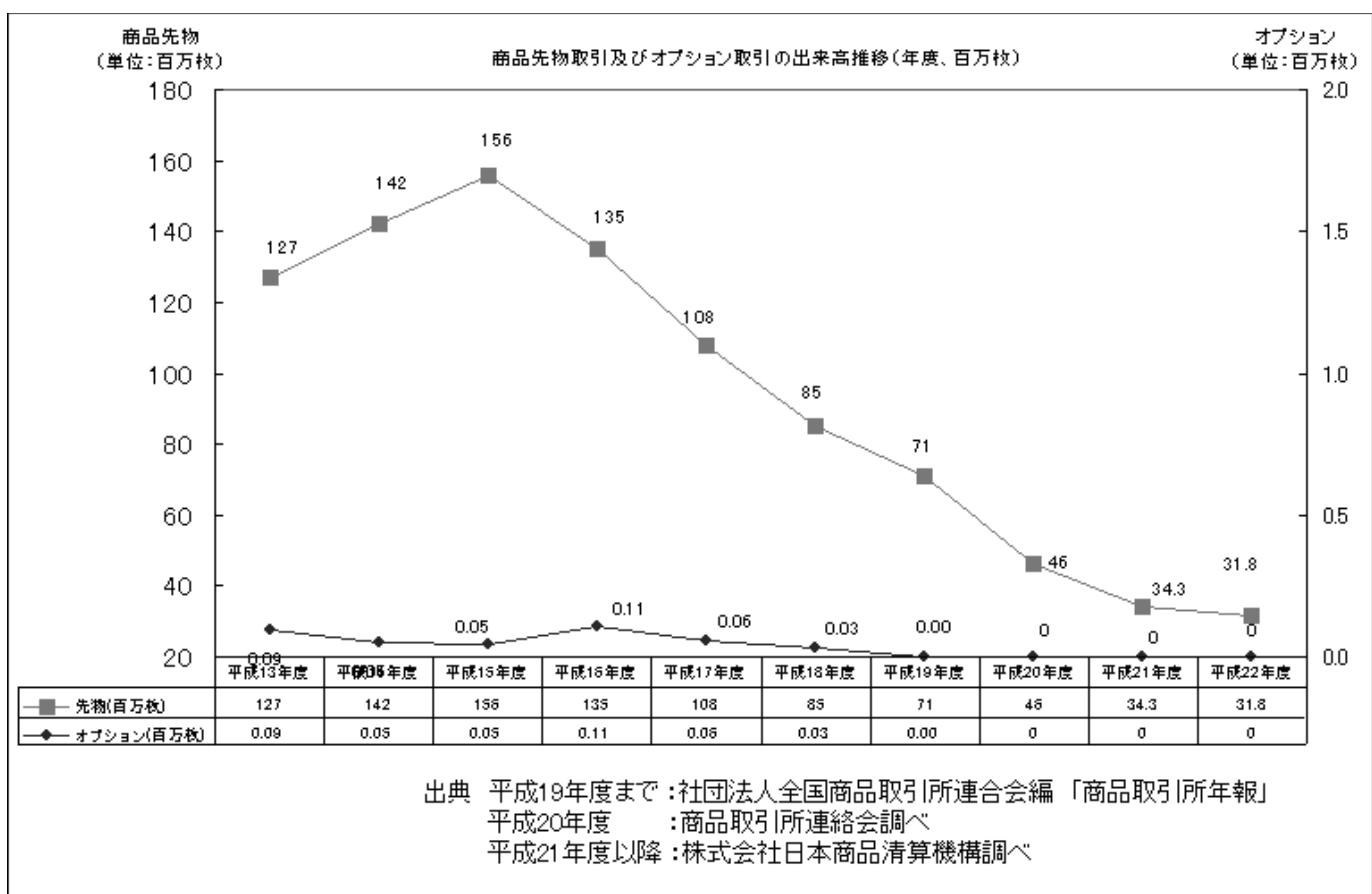
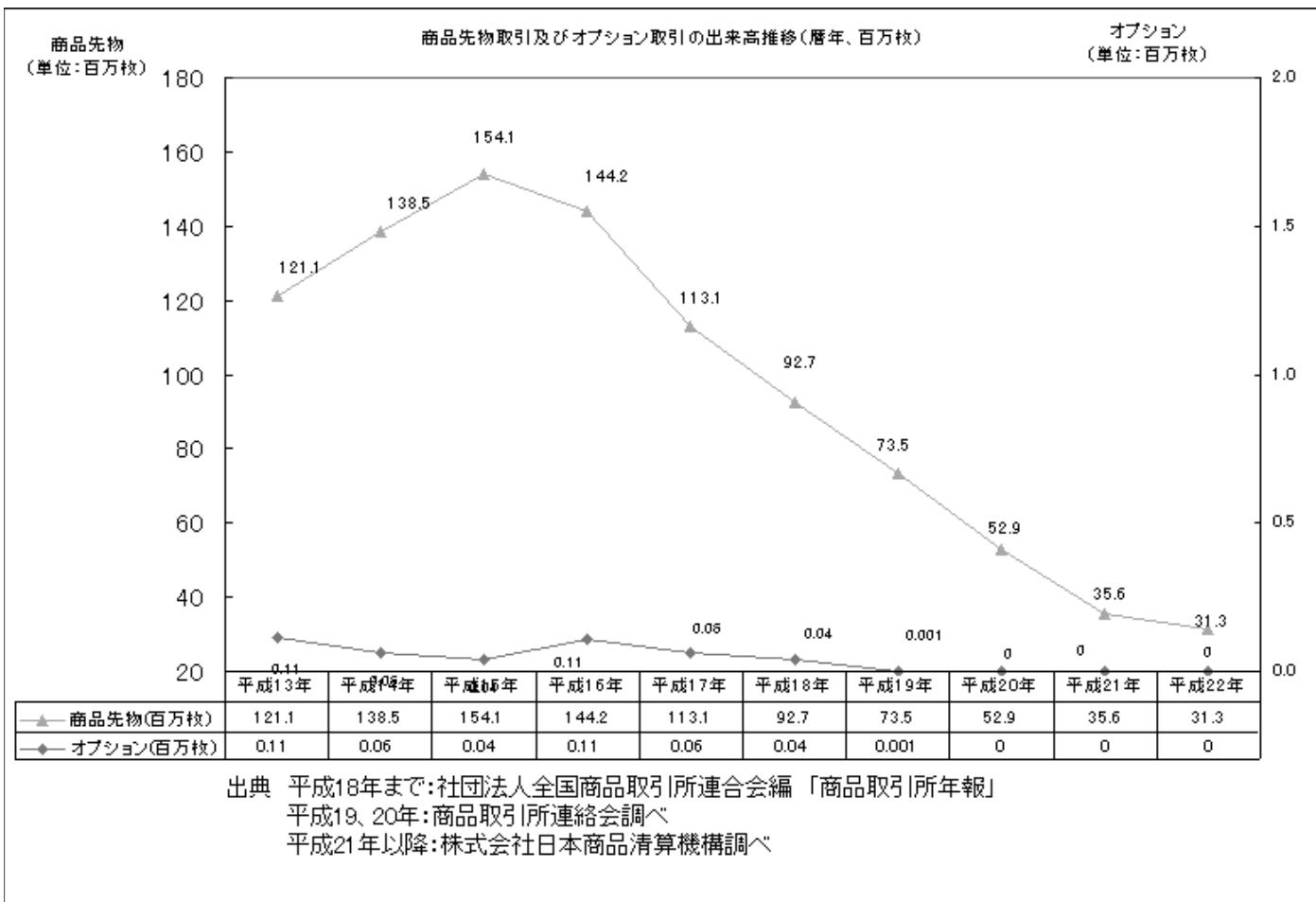
さらに、最近になって、過去に商品先物取引で損を取り戻すことができると持ちかけ、金銭等を要求するケースが報告されている。廃業した実際の社名と損金の正確な額を伝え、ピンポイントで委託者に電話をかける手口であることから、顧客名簿が流出している可能性も疑われる。本ケースへの注意喚起はすでに主務省・日商協等のホームページ等にも掲載されているが、仮に損は生じたとはいえ、正当な取引行為が明らかな違法行為の量に用いられるることは憂慮すべき事態である。

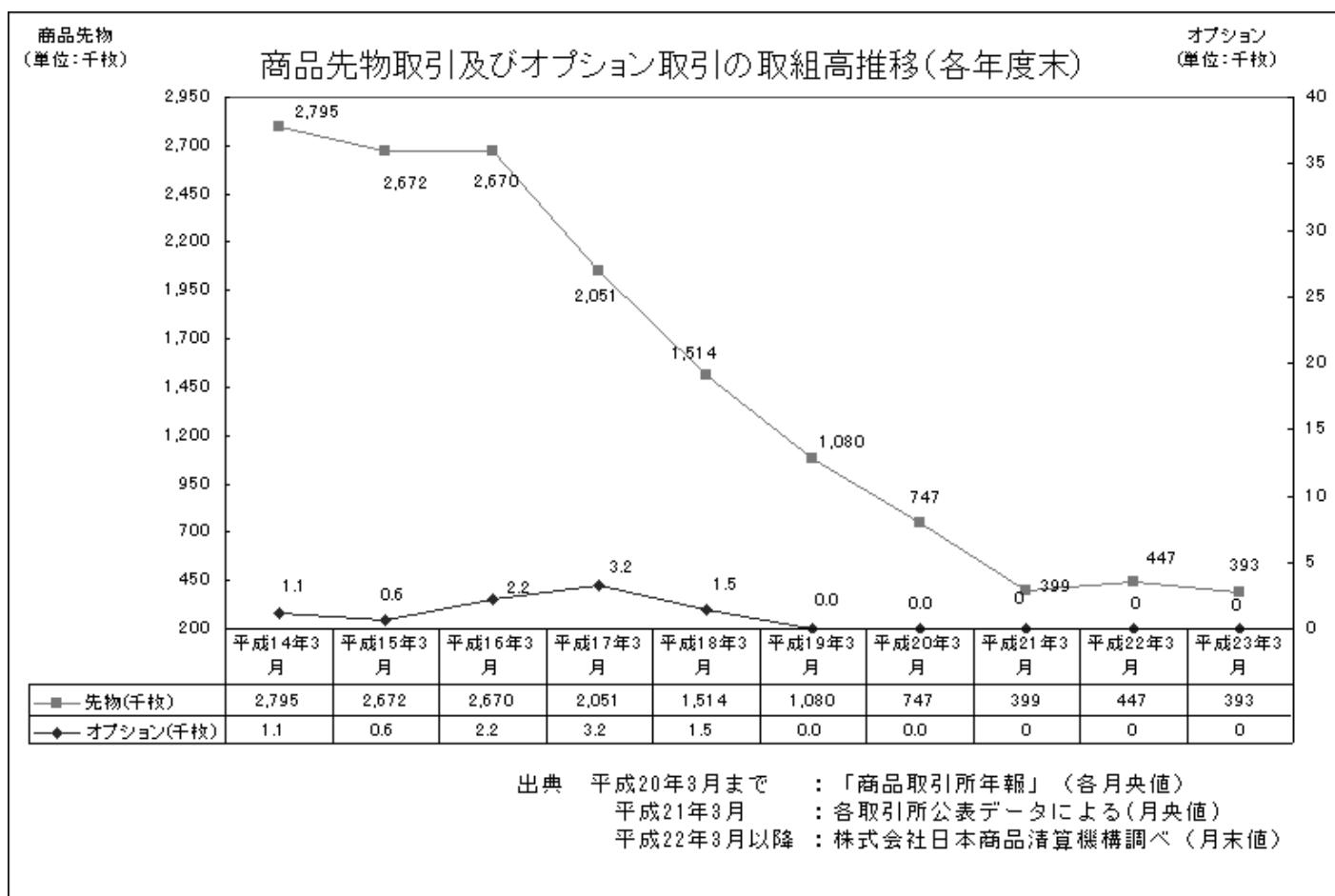
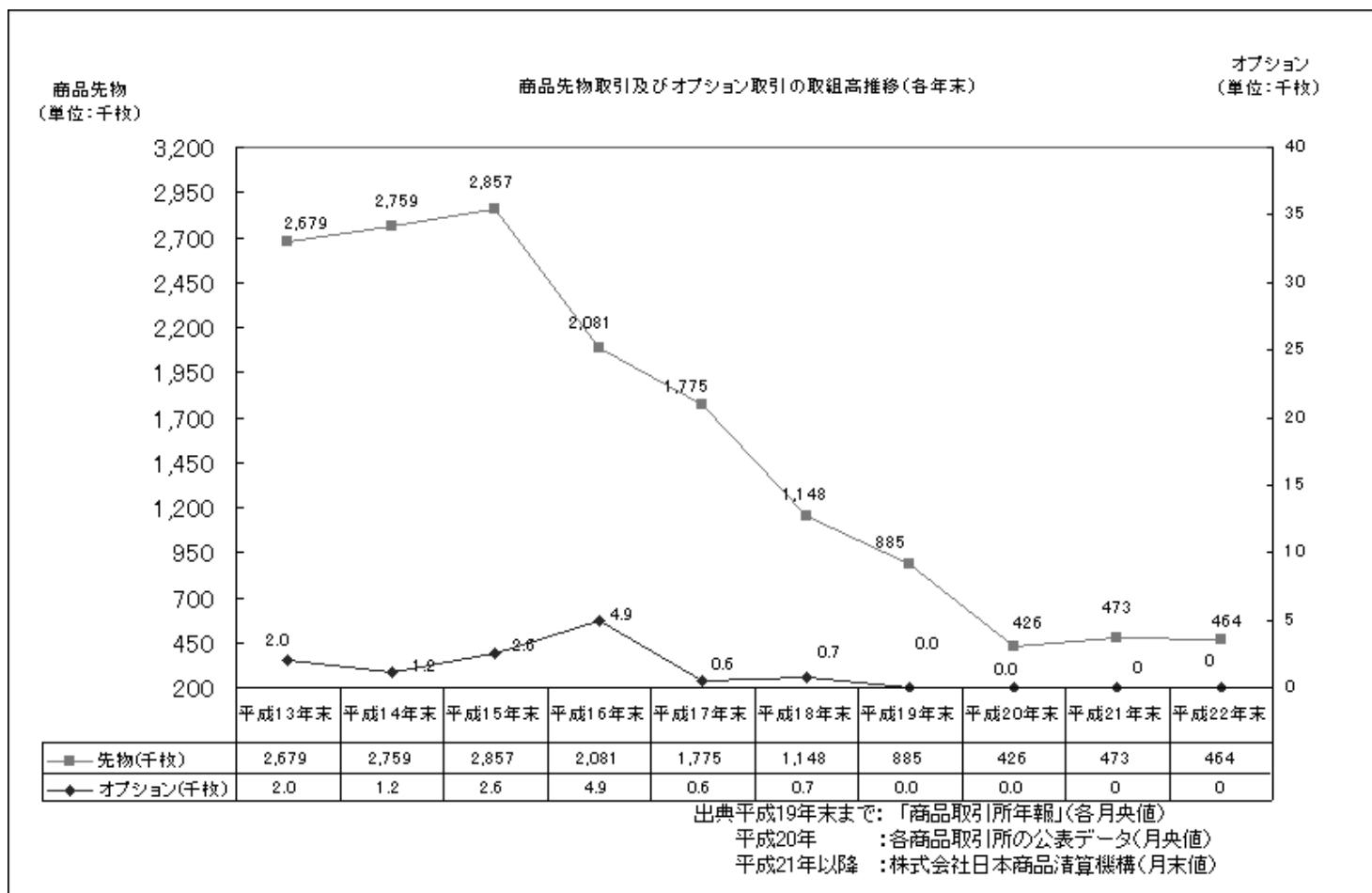
以上

(文責：先物協会事務局)

〔資料8〕広報事業関係資料

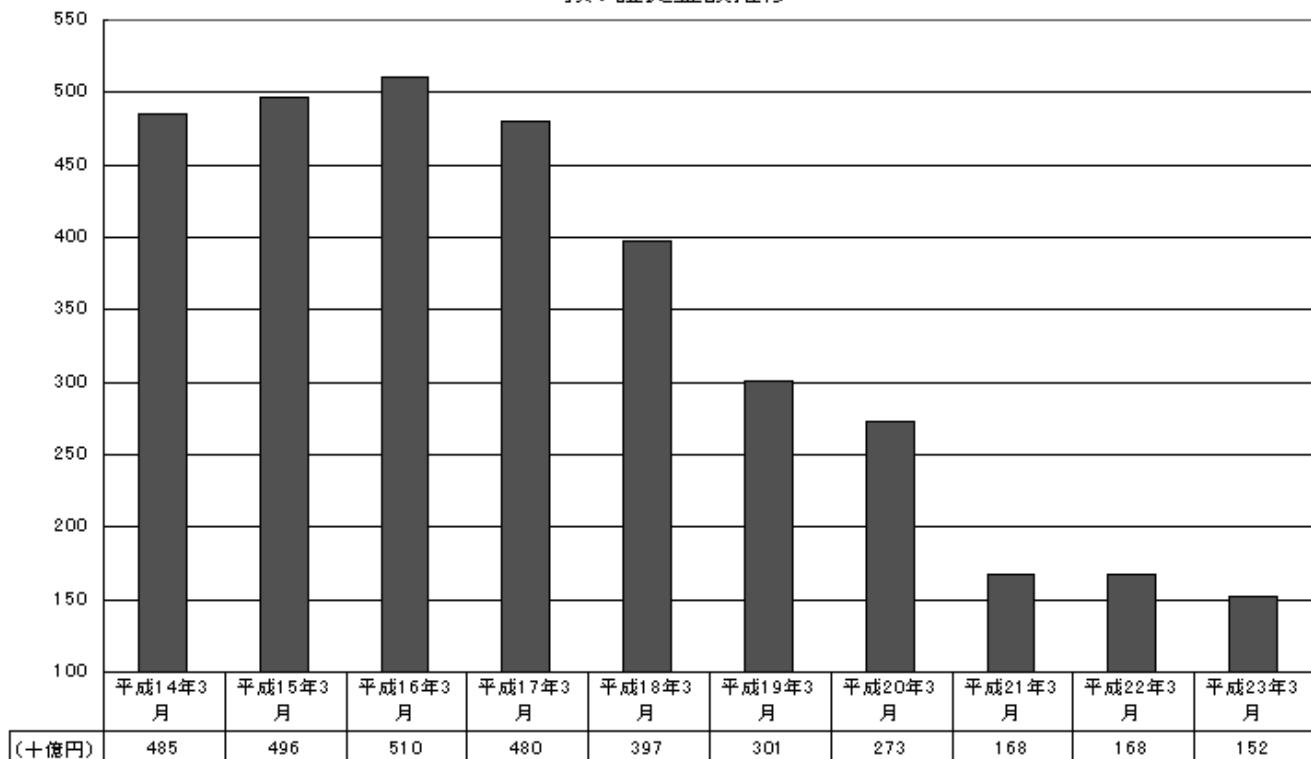
[資料8- (1)]





預り証拠金額(十億円)

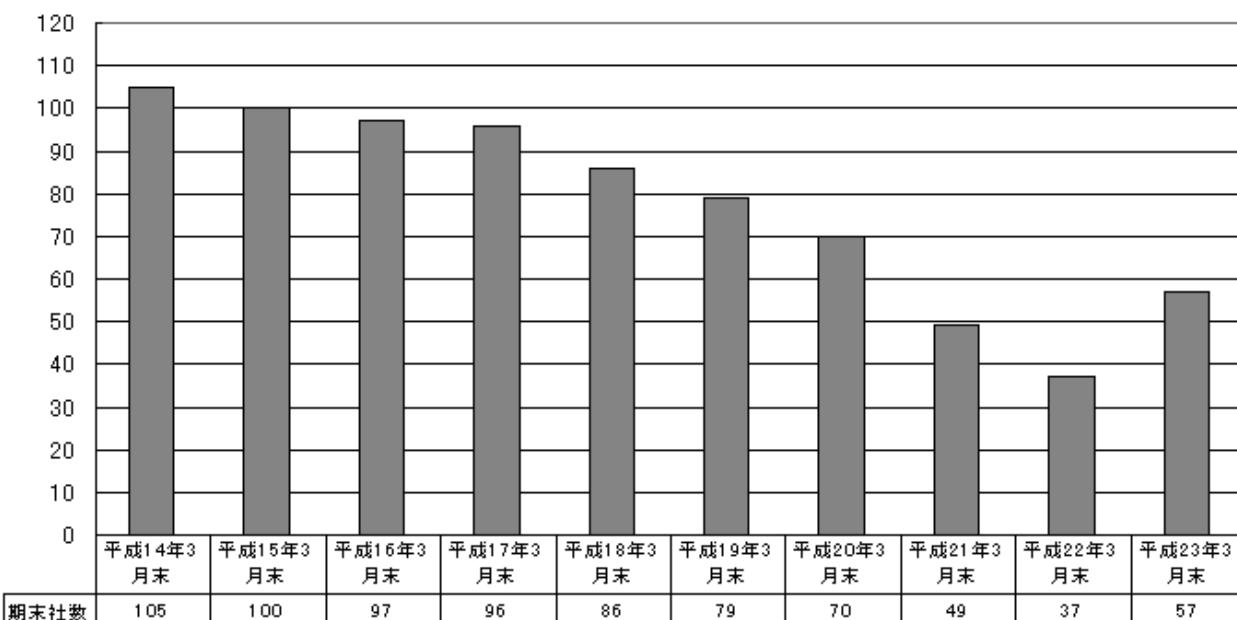
預り証拠金額推移



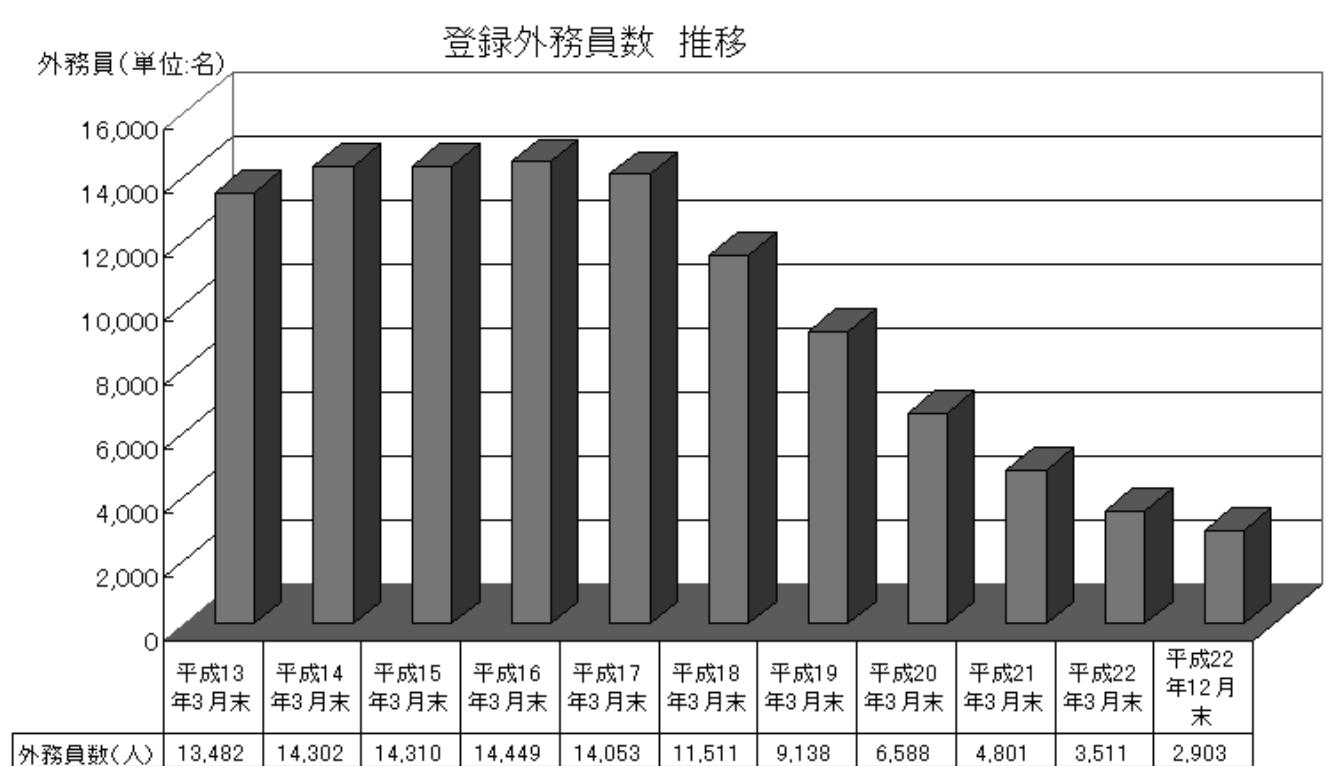
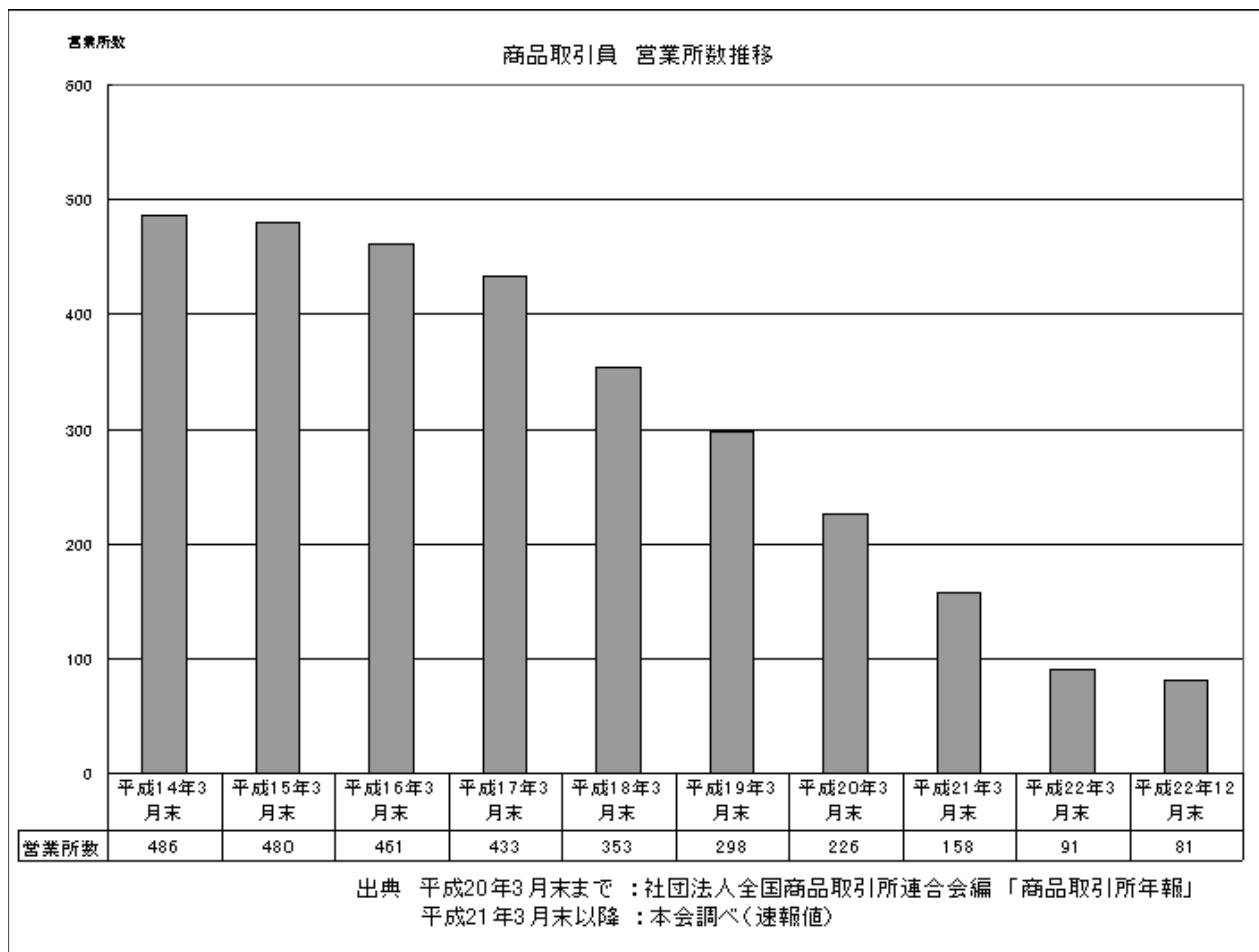
出典 平成17年3月まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
平成18年3月から：株日本商品清算機構調べ（値洗損益、決済損益を加減した数値）

商品先物取引業者数推移

商品先物取引業者数(単位:社)



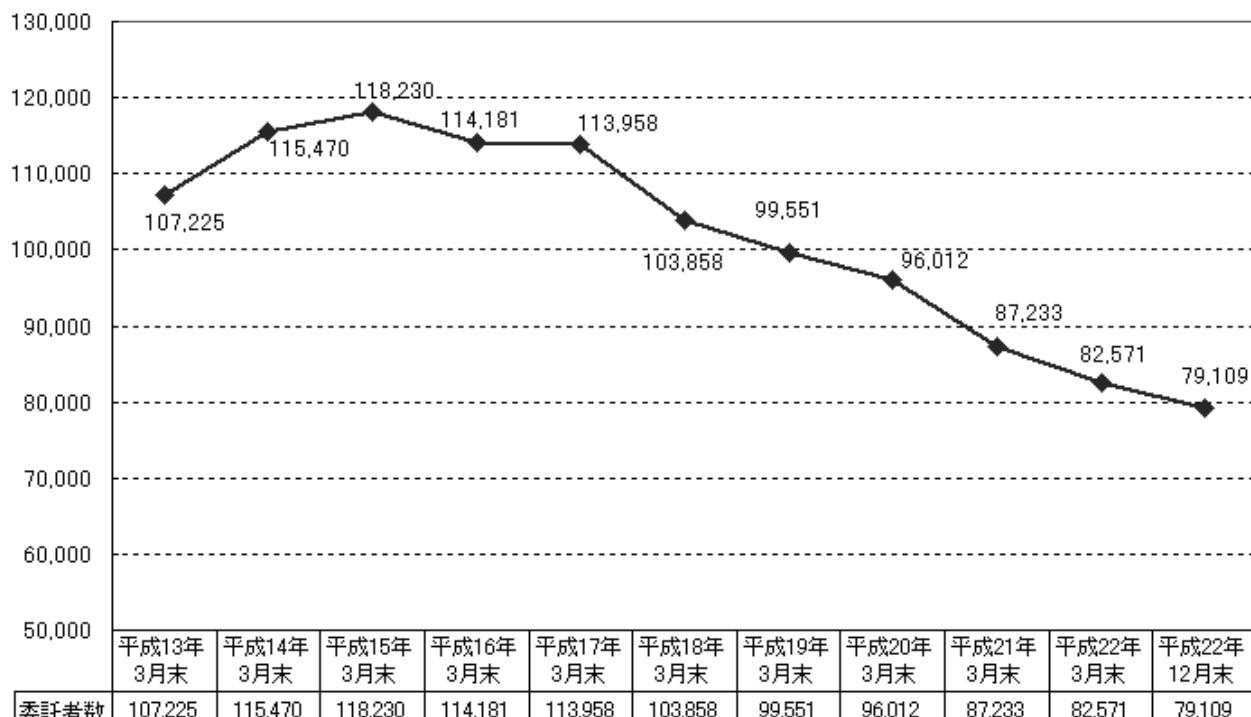
出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
平成21年3月以降：本会調べ（速報値）



出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
平成21年3月末：日商協「事業報告書」より
平成22年3月末以降：日商協調べ

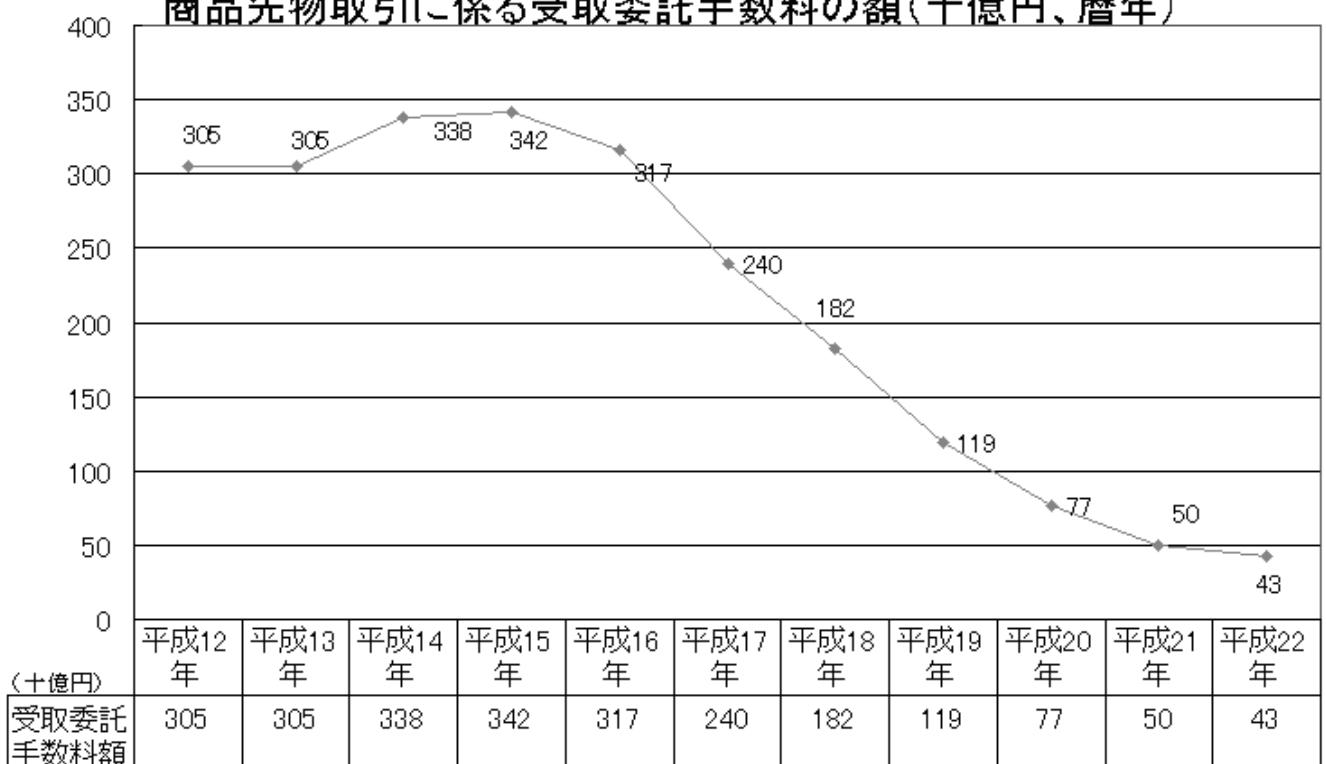
委託者数 推移

委託者数(単位:名)



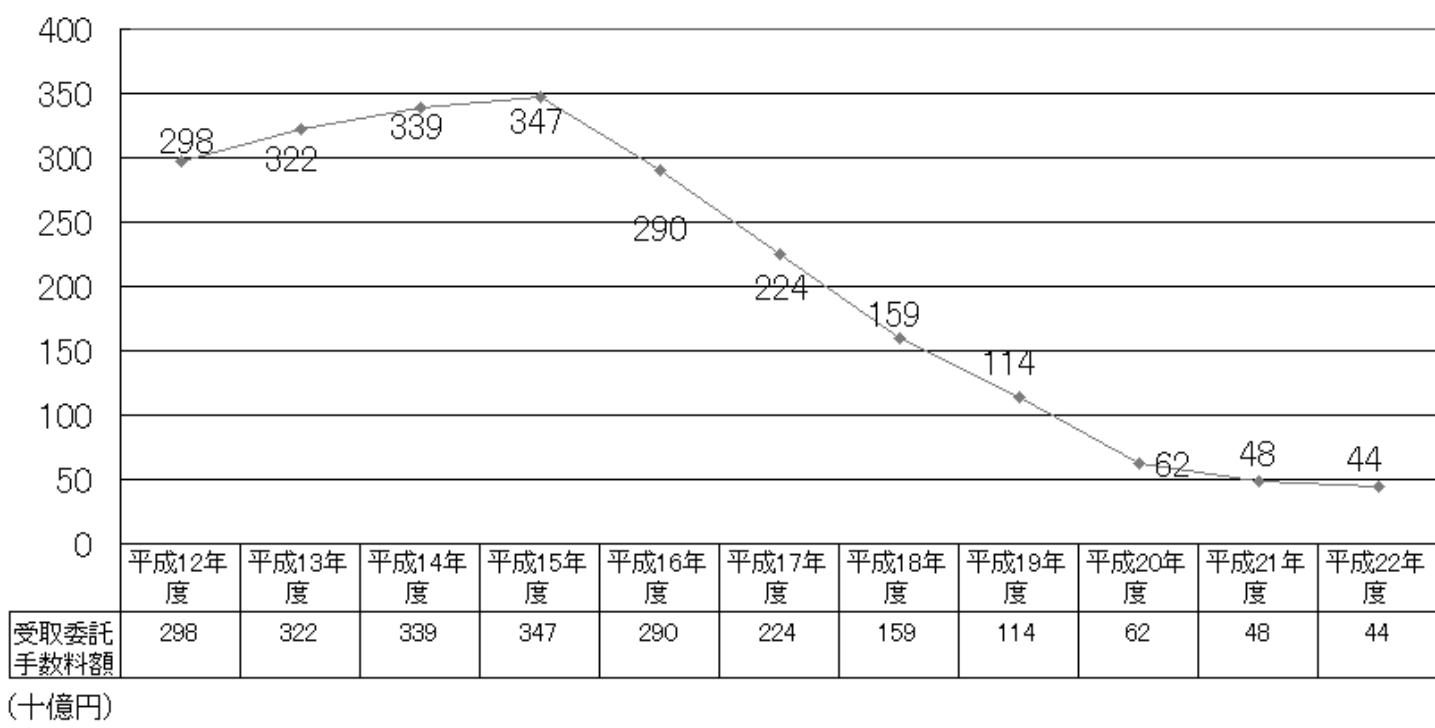
出典 平成20年3月末まで：社団法人全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」
平成21年3月末以降：本会調べ

商品先物取引に係る受取委託手数料の額(十億円、暦年)



出典：本会調べ(月計残高試算表より)

受取委託手数料額(十億円、年度)



出典: 本会調べ(月計残高試算表より)



MarketViewer

現在の日時: 05月15日 13:22 日経平均: 8,869.56 NYダウ: 12,695.35 終値 上海総合: 2,380.73 終値 ドル円: 79.84 ユーロ円: 102.46

みんなの株式 みんなの外為 みんなのCFD みんなのコモディティ 記事コラム 投資ツール 提示板 日記 会員 マイページ

TOP | 工業品(金・石油等) | 食物(コメ・とうもろこし等) | コラム | ニュース | セミナー | 取引会社 | おしゃべり! FAQ

銘柄名・通貨名またはコードを入力 1. 銘柄・通貨を探す 検索

TOP

みんなのコモディティは金や原油、コメなどの相場価格やチャートなど参考になる情報が満載! 金やコモディティに関するニュースやセミナー情報をチェックしよう。

三井岡地株式会社 オアシスならできる! コモディティをスマートフォンで!

商品価格・商品指標

5分足 10分足 15分足 30分足 1時間足 4時間足 日足 週足 月足

金 3,998 (-68) **白金** 3,718 (-65) **ガソリン** 62,910 (-910)

ゴム 269.7 (-9.5) **東京とうもろこし** 21,710 (-260) **東京一般大豆** 42,050 (-360)

マーケット情報

05/15 13:19 @銅、LME安受け続落=アルミも安い[東京非鉄現物](15日)
 05/15 12:49 @原油=輸出株が下値もみ合い[東京株式](15日後場寄り付き)
 05/15 12:13 @ドル下落、79円台後半=仲値にかけては買いも[東京外為](15日正午)
 05/15 11:43 @東京ゴム、下値のめど立たず=増産期、中国景気の悪化で[商品先物情報](15日)
 05/15 11:43 ○最悪シナリオに近い[東京株式](15日前場、続々)☆差替

新着コラム

05/15 10:32 ぶるぎストラテジーGOLD篇/年内高値確定、1400ドルを意識
 05/15 10:26 GOLD現在のキーレベル/下落傾向、節目1538割れなら失速追認へ
 05/15 10:24 Gold@1556.65の15日グローバルオープン-1400ドルを意識

お知らせ

04/16 00:00 『Commodity online .tv』がスタートしました!!
 10/28 17:00 「みんなのコモディティ(みんなの)」がパワーアップしました!!

関連日記

10:18	本日の日中立会見通し	日本ユニコムコールセンターsupportコース取引さん
07:39	株_原油_FXコメント[1]	yoc1234さん
2012/05/14	欧州_いよいよユーロ離脱? 東電7816億円の損失コメント[6]	yoc1234さん
2012/05/14	本日の夜間立会見通し	日本ユニコムコールセンターsupportコース取引さん
2012/05/14	株_原油_FXコメント[1]	yoc1234さん

ようこそ ゲストさん

ログイン 会員登録はこちら

金価格予想 キャンペーン

東京工業品取引所の金価格を予想して豪華賞品を獲得しよう!
 キャンペーン期間 2012年5月7日~2012年5月30日
 上位20名様に金貨・おこめ券をプレゼント!
 1位の方には、なんど GOLDバー100g プレゼント!
 日本ユニコム

今日の市況

13:19 @銅、LME安受け続落=アルミ...
 12:49 @原油=輸出株が下値もみ合い...
 12:13 @ドル下落、79円台後半=仲値...
 11:43 @東京ゴム、下値のめど立たず=...
 11:43 ○最悪シナリオに近い[東京株式]...
 11:42 ○大幅安=欧州情勢懸念で全面安...
 11:35 ○大幅安=欧州情勢懸念で全面安...
 11:28 @粗糖、整理売りに続落=アルミ...
 11:18 @コーン、期中以降が一段安=大...
 11:11 ○東京、当ぎりが上場来高値更新...

SPAN証拠金

金価格予想 キャンペーン

東京工業品取引所の金価格を予想して豪華賞品を獲得しよう!
 キャンペーン期間 2012年5月7日~2012年5月30日
 上位20名様に金貨・おこめ券をプレゼント!
 1位の方には、なんど GOLDバー100g プレゼント!
 日本ユニコム

新着コラム

10:32 ぶるぎストラテジーGOLD篇...
 10:26 GOLD現在のキーレベル/下落...
 10:24 Gold@1556.65の15...
 05/14 シカゴコーン新穀は、大幅に需給緩和
 05/14 週刊石油展望
 05/14 依然、ユーロ円下落が内外金価格を圧迫
 05/11 ゴム週刊情報
 05/11 現在の市場コンディション-金売り
 05/11 供給過剰が鮮明なトウモロコシ
 05/10 1564.51割れなら年足は1...

現在の日時: 05月15日 13:52 | 日経平均: 8,887.77 | NYダウ: 12,695.35 (終値) | 上海総合: 2,380.73 (終値) | ドル円: 79.87 | ユーロ円: 102.47

みんなの株式 | みんなの外為 | みんなのCFD | みんなのコモディティ | 記事コラム | 投資ツール | 報告板 | 日記 | 会員 | マイページ

TOP | 工業品(金・石油等) | 農林物(コメ・とうもろこし等) | コラム | ニュース | セミナー | 取引会社 | お問い合わせ | FAQ

銘柄名・通貨名またはコードを入力

1. 銘柄・通貨を探す

検索

コラム

【PR】同地のオアシスなら人気の金取引もスマートフォンでらくらく取引!

新着コモディティコラム

>>もっと見る



ぶる'ずストラテジーGOLD篇／年内高値確定、1400ドルを意識
スポットGOLD@1556.35(15日0615JST) 現状:1605.54越え下値切り上げで短期上昇再開を追認した1月6日引けの1616.30。ここからストップ1727.80割れで一旦保合回帰の2月6日引け1719。...



GOLD現在のキレーレベル／下落傾向、節目1538割れなら失速追認へ
AU@1556.00/1557.00 保合回帰の5月3日引け1635.29を経て、ドル高圧迫が勝利調整地合いを維持。7日に下落維持を退却した。1605.40が目下の転換ストップ。思惑的な売り崩しアクションもなく、ドル高背...



Gold@1556.65の15日グローバルオープン-1400ドルを意識
1558を戻り抵抗にコロスクは下向き 節目は1537割り込みなら1400を意識。

ようこそ ゲストさん

無料 会員登録

ログイン



アクセスCXに待望のスマートフォンアプリ登場!

探す

検索

執筆人

注目記事

>>もっと見る



ぶる'ずストラテジーGOLD篇／年内高値確定、1400ドルを意識



シカゴコーン新穀は、大幅に需給緩和



週刊石油展望



ゴム週刊情報



供給過剰が鮮明なトウモロコシ



やはり強かった中国の金現物需要



約12年ぶりに13,000円を超えた「東京小豆」の今後



三角保合い下放れ(GOLD)



第13回、MACDその2、オリジナルMACDの本質！



低迷する白金の見方 Part2



東京工業品取引所の金市場で障害発生。こんなときのリスク回避方法は？



先物(さきもの)取引って何？

シカゴコーン新穀は、大幅に需給緩和

【著者】ピーターファンデン鈴木変ファン

10日に発表された需給報告によると2011/12年コーン期末在庫は、8億5100万Buと、-4300万の下方修正予想がなんと前月比+4100万Buの上方修正で魔逆の結果となりました。2012/13年度のトウモロコシの生...

週刊石油展望

【著者】三浦 良平

『海外原油市況』 5月7日週のWTI原油は、前週2日比9.78ドル安の96.06ドル、ブレント原油は同7.65ドル安の111.77ドル。日本のGW期間中、またしても海外原油が暴落する展開となった。2~4日にかけて、...

依然、ユーロ円下落が内外金価格を圧迫

【著者】郷右近 裏

先週の金相場は1642.40ドルを高値に調整下落傾向を維持した。1573.29ドルを安値に1579.44ドルで越溝した。米国の金融緩和見通しは潜在しているものの、持続的な買い一巡が発生して来ない。上昇追いつめられ...

ゴム週刊情報

【著者】大谷 滋

◆ファンダメンタルズ【産地】主要セントラルマーケットにおける集荷量は一日当たり30~60t台。週末現在、原料は106.40バーツ、オファーは5月積387.50セント(円換算約321.90円)で取引されている。【在庫...

現在の市場コンディションー全売り

【著者】郷右近 裏

■マークは騙しかねれず／▲は中立から短期下落モードへ変わる可能性あり／△は中立から短期上昇モードへ戻る可能性あり／●は押し、戻りレベル接近接触／□は中立となる可能性あり／□→△は中立から即、上昇転換の可能性あり／□→▲...

供給過剰が鮮明なトウモロコシ

【著者】吉藤 和彦

米農務省は5月の需給報告から2012年度のバランスシートを公表している。実地調査を映した生産高予想は8月以降となるため、今回算出された生産高はあくまでも机上の数字となるが、それでも147億9000万ブッシュルの過去最高...

1564.51割れなら年足は10年ぶり陰転

【著者】郷右近 裏

スポットGOLD@1588.86(10日0615JST) 現状:1605.54越え下値切り上げで短期上昇再開を追認した1月6日引けの1616.30。ここからストップ1727.80割れで一旦保合回帰の2月6日引け1719。...

マーケットサマリー

今日の市況

期間 | 日中 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 1年 | 3年
[Nikkei225] Today 2012/5/15 9:47



	前日終値	陽線	陰線
日経平均株価	8,887.77	▼ -86.06	
東証株価指数	745.79	▼ -10.88	
JASDAQ総合指数	49.76	▼ -0.80	
米ドル/円	79.87	▲ +0.02	
ユーロ/円	102.47	▲ +0.08	

市況ニュース

- マーケット最前線: クルーズがS安 13:50
- 平成24年3月期 決算短信【日本】 13:40
- 平成24年3月期 決算短信【日本】 13:40
- マーケット最前線: 東急電が大幅安 13:35
- 平成24年9月期 第2四半期決算 13:30
- 平成24年9月期 第2四半期決算 13:30
- 代表取締役および役員の異動に関する... 13:30

集者ピックアップ

ストラテジスト 高野やすのり
【みんなの外為】オフィシャル会員
プロ目線の為替情報満載! 日記公開中

マーケット・ウォーク 鮎川良
毎朝メルマガで配信する厳選銘柄TOP10
の騰落結果を日記で公開中!

C X (商品先物取引) セミナーのお知らせ

当先物協会は 6 月からおよそ 1 年間にわたり C X (商品先物取引) セミナーを共催いたします。一般投資家の皆さんに上場商品の見通しや最新知識をお伝えするため、各分野でトップクラスの講師陣を揃えました。ふるってご参加ください。

お申込み方法等、C X セミナーの詳細は次のURLをクリックしてください。

(http://www.shijoken.co.jp/seminar/seminar_cx2011a.html)

【開催日時と演題】

第1回：6月14日(火) 18:00～19:30

「電力状況と原油、石油製品の見通し」

[講師] UBS証券シニアアナリスト 伊藤 敏憲氏

第2回：7月14日(木) 18:00～19:30

「天候相場期の穀物見通し」

[講師] コンチネンタル・ライス 代表取締役 茅野 信行氏

第3回：8月24日(水) 18:00～19:30

「インフレ傾向強める世界経済と金相場」

[講師] 貴金属アナリスト 亀井 幸一郎氏

【主催】

日本商品先物振興協会

東京工業品取引所

東京穀物商品取引所

関西商品取引所

【後援】

日本経済新聞社

テレビ東京

[資料8- (4)]

Commodity Festival'11

TOCOM × ラジオNIKKEI × 東京穀物商品取引所

注目のコモディティ、前代未聞のフェスティバル

投資家・プロ・メディア・関係者が一堂に会するコモディティ大交流会

Commodity Festival

25名超の豪華ゲスト!

コモフェス2011 in 東京・八重洲富士屋ホテル

2011.9.23 [金・祝・秋分の日] 18:00-21:00

ホーム コモフェスとは 参加ゲストご紹介 協賛・協力ご紹介 お申し込みの流れ

コモディティプロジェクト

開催趣旨

開催レポート

サイトメニュー

開催概要

参加ゲストのご紹介

協賛・協力ご紹介

参加者ツイッター

告知PRキット

司会・コーディネーター

会場：八重洲富士屋ホテル

注目のコモディティについて、聞いて、話して、知り合える Commodity Festival

東京工業品取引所が提供するラジオNIKKEIでの情報番組「マーケット・トレンド」は、2004年の放送開始以来まもなく7年を迎えることになります。これまで数多くのゲストの方にご出演頂き、また多くのリスナーのご支援をたわまることことができ大変感謝いたしております。

そこでこの度、これまで番組にご出演いただきましたゲストの方だけに限らず、コモディティに関連・従事されるスペシャリストの皆様、そしてコモディティという共通の目的を持つ個人投資家、メディア関係者などが一堂に会するコモディティ大交流会「コモフェス2011 in 東京」を開催する運びとなりました。

交流会の名称の通り、当イベントはコモディティに関連する多くのゲストの方々と個人投資家の方々に、「商品先物・コモディティ」という共通の目的を通して、フランクで楽しい時間を共有していただければと考えております。

個人投資家の方々にとって、セミナー・講演会などとは違い、フラットな関係でスペシャリストやプロと接することが出来る機会はとても貴重な経験であり、また逆にスペシャリストの方々にとっても投資家の意見に直接触れ合える機会はとても価値のあるものだと思います。そしてこれだけのスペシャリスト・投資家が一堂に会し、コモディティに対する「熱」や「生の情報」を感じられる場は、メディアの方々にとっても非常に有意義かつ興味深いものであるはずです。

「コモディティについて、聞いて、話して、知り合える」

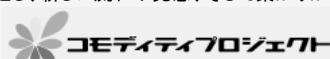
皆でつくり上げるコモフェス。

それぞれが、それぞれの思い・目的で、この場を活用し、楽しんで頂ければ幸いです。

コモフェス運営事務局 ディレクター

コモディティプロジェクト

コモディティプロジェクトは、業界・取引会社・組織間の垣根を超えて、コモディティの発展、正しい認知・理解、また面白さを啓蒙していくことを目的とし、そのコンセプトに基づいて様々な企画や連携をしていくという自由なプロジェクトです。このプロジェクトを起点として、新しい流れや発想、そして繋がりが生まれていくことを望んでいます。



シンポルマークコンセプト

大橋ひろこ

ラジオNIKKEI「マーケットトレンド」キャスター。マーケット関連、特にコモディティ、デリバティブ番組で活躍

会場：八重洲富士屋ホテル





シンボルマークは、金、白金、原油、とうもろこし、大豆、コメなど多種多様なコモディティ銘柄を色とりどりの花びらに置き換え、コモディティの発展・成長と大きくカラフルに花開いていく様子を連想させるイメージを描いています。2011年度のイメージカラーは「ブルー」です。

ALL先物比較

Pan Rolling

NYSE Liffe

みんなの株式

JCFIA 日本商品先物振興協会
<http://www.jcfia.gr.jp/>



コモディティプロジェクト

[告知協力について](#) / [サイトポリシー](#) / [プライバシーポリシー](#)

Copyright(c)2011 コモディティプロジェクト All Rights Reserved.

はじめての商品先物取引



商品先物取引は少額の資金でその何十倍以上の金額の取引を行うものです。
相場の変動により、短期間で大きな利益を得る可能性もありますが、
反対に投下資金以上の大きな損失を生じることもあります。

CONTENTS

■商品先物取引って、なに?.....	2~3
■商品先物取引は「証拠金取引」.....	4~5
■商品先物取引のリスク.....	6~7
■リスクを警まえて取引.....	8~9
■商品先物取引の注文は 商品先物取引業者に委託.....	10~11
■自己責任に基づいた取引.....	12~13
■さあ、取引をはじめよう.....	14~15

JCFIA
JAPAN COMMUNITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4
TEL : 03-3664-5731 FAX : 03-3664-5733 http://www.jcfia.gr.jp/

2011.09

JCFIA
JAPAN COMMUNITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会

■商品先物取引を知ろう!(1)

商品先物取引って、なに?

いつもより早起きした週末、新聞を読んでいたはじめさん(左)は、「商品先物取引」という言葉が目につくことに気づきました。そこで、ご近所の物知りのまささん(右)に商品先物取引のしくみや実際の取引のしかたを聞いてみることにしました。



商品先物取引の
ここがポイント!

将来の価格を 今、決める商品先物取引

生鮮食品の卸売市場では、その日の食品の価格を決めています。また株式市場でも、その日の株価を決めています。一方、農産物や工業資源など、商品の先物取引を行っている商品先物市場では、最長で1年先の将来の商品の価格を、需要や供給の見通しなどを織り込んで、現時点で決めています。

取引に決済期限がある

商品先物取引は、将来の一定時期に受渡しを約束する取引ですから取引には決済期限があります。決済期限は商品によって異なりますが、最長で1年です。

「差金決済」ができる取引

商品先物取引では「買付け（または売付け）時点の先物価格」と「現在時点の先物価格」の差額を精算することで取引を終了できます。これを「差金決済（さきんけっさい）」といい、決済方法の主流となっています。差金決済をしない場合は、商品の現物の受渡しにより取引を終了します。差金決済するなどを「手仕舞い（てじまい）」または「反対売買」ともいいます。

商品先物取引で「リスクヘッジ」

商品の価格は、需給の状況や経済動向などで変動しますので、生産者やメーカー、加工業者、卸売業者、ユーザーなどは、商品価格の変動による経営上のリスクに常にさらされています。しかし、商品先物市場を利用して、現時点で将来の売買価格を確定させることにより、価格変動による経営のリスクを回避することができます。これを「リスクヘッジ」といい、企業の経営の安定に役立っています。

「限月（げんげつ）」ごとに取引

各商品は「限月（げんげつ）」と呼ばれる受渡期限ごとに売買が行われ、価格が決められます。商品には、
●毎月受渡しを行うもの
●偶数月ごとに受渡しを行うもの
●奇数月ごとに受渡しを行うもの
があります。
例えば、「6月限（がつぎつ）」を買う」とか、「9月限を売る」というようにして取引が行われます。

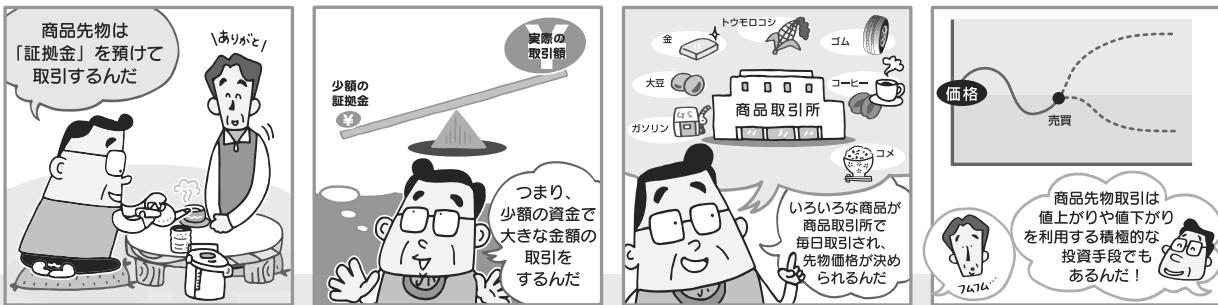
「転売」または「貰戻し」で差金決済

商品先物取引の買い契約は、定められた期日（納会日）までに反対の取引の「転売」注文で差金決済するが、受渡代金を支払い商品の現物（荷役証）を引き取って終了します。また、売り契約から取引を始めた場合は「貰戻し」注文で差金決済するが、荷役証を渡して取引を終えます。商品先物取引では差金決済ができるので、商品の現物がなくても「売却契約」から取引を始めるることができます。

もっと詳しく
知りたい人は…

商品先物取引は「証拠金取引」

商品先物取引は、「将来の価格を、今、決める取引で、取引に決済期限があり、また、差金決済ができる取引であると聞いて興味がわいてきたはじめさん。そして、商品先物取引には、もう一つ、大きな特徴があります。それは、「証拠金」というものを預けて行う取引であるということです。



商品先物取引のここがポイント!

「証拠金」を預託して取引

取引では買付または売付代金の全額を受取いますが、商品先物取引では総額の3~8%程度の「委託者証拠金」を取引の担保として預託し売買を始めます。この投資資金効率の良さは商品先物取引のメリットですが、証拠金の額に比べて十数倍~二十数倍の取引をするため、大きな利益を期待できる反面、それと同等の損失を被る可能性も否定できません。

* 委託者証拠金の額は商品先物取引業者によって異なる場合があります。

もっと詳しく
知りたい人は…

取引銘柄（上場商品）は約20種類

商品先物取引は、商品先物取引法に基づき農林水産大臣または経済産業大臣の許可を受けた商品取引所が開設する商品先物市場で行われています。日本には現在3つの商品取引所があり、貴金属、農産物、石油製品など約20種類の商品や商品指指数が上場されています。

積極的な投資手段

商品先物取引は、「先物価格」の値上がりや値下がりを利用して「安い時に買い契約をして、高い時に転売して差金決済する」、あるいは「高い時に売り契約をして、安い時に買戻して差金決済する」ことで利益を得ようとする積極的な投資手段でもあります。

取引に必要な証拠金について

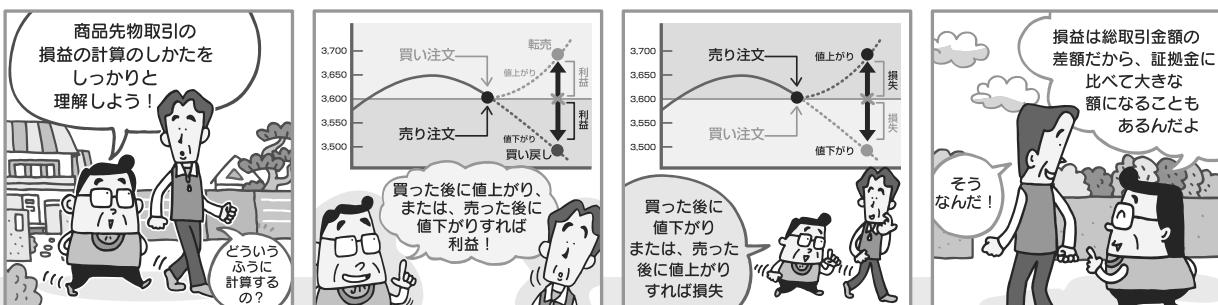
商品先物取引業者は日本商品清算機構（JCCM）が発表する「スパン・パラメータ」に基づいて「委託者証拠金」の額を決定します。「スパン」は価格変動リスクに応じて必要な証拠金の額を計算するシステムです。過去の価格動きを参考にしつつ、価格変動リスクが高まっている場合には証拠金を多めに預ることで、委託者を価格変動のリスクから保護する役割を果たします。

商品取引所と主な上場商品

東京工業品取引所	金（標準・ミニ）、白金（標準・ミニ）、銀、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、中京石油（ガソリン・灯油）、ゴム、日経・東工取商品指指数など
東京穀物商品取引所	コメ、とうもろこし、一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、アラビカコーヒー、粗糖など
関西商品取引所	コメ、冷凍えび、コーヒー指指数、コーン75指指数、とうもろこし、米国産大豆、小豆、粗糖など

商品先物取引のリスク

商品先物取引は、預貯金や株式取引などとは大きなちがいがあることがわかったはじめさん。それでは次に、取引による利益や損失の計算のしかたを教えてもらいたいながら、取引にはリスクもともなことをしっかり理解していきましょう。



商品先物取引のここがポイント!

利益となる場合の計算例

金（標準）取引を1gあたりで表示されますが、「金（標準）取引」は1kg単位の取引ですので、1gは3,600円の時に買付し、その後100円値上がりした3,700円の時に反対売買（転売）すれば100円の10倍、10万円の売買差益が得られます。また3,600円の時に売付し、100円値上がりした3,500円の時に反対買付（買戻し）した場合にも、やはり10万円の売買損となります。

損失となる場合の計算例

金（標準）取引を1g 3,600円の時に買付し、その後100円値下がりした3,500円の時に反対売買（転売）して決済したとします。その場合、前買の例と反対に10万円の売買差損が生じます。また3,600円の時に売付し、その後100円値上がりした3,700円の時に反対売付（買戻し）して決済した場合にも、やはり10万円の売買損となります。

証拠金以上の損失になることも

商品先物取引の損益は、前の例で説明したように、「買付け（または売付け）時点の総取引金額」と「現在時点の総取引金額」の差額となりますので、相場の値動きの状況に応じて適切な対処をしないと、取引の担保として預託した証拠金以上の損失になることもあります。

もっと詳しく
知りたい人は…

取引単位と「総取引金額」

商品先物取引では取引する単位を「枚」と呼びます。また、商品市場での価格（約定価格）は「呼び価格」という単位で表示されます。例えば、「金標準取引」1枚は1kg、呼び価格1.9ですが、実際の「総取引金額」は、金標準取引1枚で約定価格の1.9倍の取引することになります。

*商品先物取引の取引単位は1kgで表示されることがあります。
表示価格×倍率×枚数=総取引金額

損益計算のしかたと追加の資金預託

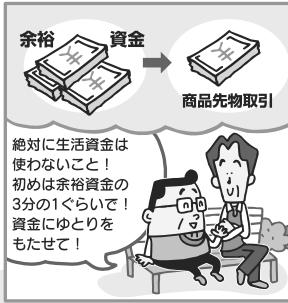
売買が成立した時の値段を「約定価格（やくじょうねがん）」といいます。先物価格は常に変動するので、取引期間中はそれに伴う価格も常に変動します。

- 「買付」から始めた場合の損益
(現在の先物価格 - 約定の約定価格) × 倍率
- 「売付」から始めた場合の損益
(約定した時の約定価格 - 現在の先物価格) × 倍率

取引中の計算上の損益を「借入益(ねあらいえき)」または「借入損(ねあらいそん)」といいます。損益は取引を決済した時に確定します（実際の取引では、別途、商品先物取引業者への委託手数料や、手数料にかかる消費税が必要となります）。「借入損」が拡大し、計算上の預り証拠金が委託者証拠金の額を下回った場合、取引を決済せずに終了するには、委託者証拠金を上回るまで追加の資金預託が必要になります。

リスクを踏まえて取引

投資にはリスクがあります。特に商品先物取引は、まさるさんが説明したように、証拠金以上の大きな損失になってしまうこともある取引ですので、リスクを十分に踏まえて取引をすることが必要です。取引をする際には、どのような点に注意しなければいけないか、見ていきましょう。



商品先物取引のここがポイント!

もっと詳しく
知りたい人は…

余裕資金で取引すること

商品先物取引は短期間で大きな利益が得られる可能性がある半面、値動きの予測が外れれば、当時の投資額を上回る大きな損失となる可能性（リスク）もあります。ですから、取引は生活資金ではなく、余裕資金で行うべきです。また余裕資金であっても、取引の初めからすべてを証拠金として使うのではなく、追加の資金が必要となる場合に備えて、さらにその一部を確保しておくことが大切です。

初心者には「ミニ取引」がおすすめ

東京工業品取引所は、標準取引に比べ取引単位を小さくしたと白川の「ミニ取引」を上場しています。標準取引の取引単位は金が1kg、白金が500g。これに対して金（ミニ）取引は金（ミニ）取引は白金も100gです。つまり1枚当たりの取引金額を10分の1~5分の1に抑えることにより、価格変動に対する損益の発生を小さくしているのです。これに伴い取引に必要な証拠金も少額となりますから、入門者はおすすめの取引といえます。

情報を検討する 時間的余裕が大切

商品先物取引は1日のうちでも価格が大きく変動することがあります。その結果、預託した証拠金に比べて大きな損益が発生する可能性があります。ですから、購入確認情報によって取引するのではなく、情報の事実確認をするとともに、情報についての検討をする時間的余裕を持つことが大切です。そして、ご自分が納得した上で「売り」「買い」の判断をしてください。

取引方針を決めておくこと

相場はいつも自分の思惑通りに動いてくれるわけではありませんし、わずかな値動きでも損益に大きく影響します。取引を始める前から自分なりの取引方針（投資限度額、利益目標、損失限度額など）を決め、資金の余裕を常に心かけておくことが重要です。価格がいくらになったら決済するのか、あらかじめ商品先物取引業者に指示したり、ネット取引で注文発注の条件を入力しておく方法もあります。

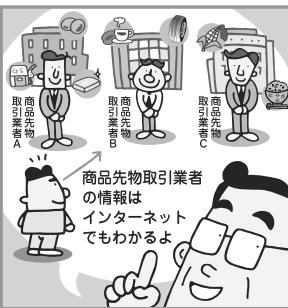
損失限定期取引「スマートC X」とリスク管理

平成23年1月、初期投資額以上の損失が発生する可能性のない新しい商品先物取引「スマートC X」が登場しました。商品先物取引では、一定額以上の損失の発生を回避するために、購入は損切りのためのロスカット注文（逆指し备注文）を実行しておくことが有効です。買い連玉なら「相場が一定の価格まで下がりましたら売る」という手約で、通常はこれでリスク管理が可能になります。しかし、市場の

注文が買または売だけに集中するような極端なケースではロスカット注文が成立しないこともあります。そういうリスクを考慮するのに「スマートC X」です。投資家の皆さまには、取引開始時に商品先物取引業者と「これ以上は出さない」レベルで合意し、それに見合う証拠金を預託していただきます。これにより方のケースが生じても、ロスカット取引の成立は約束されます。
※スマートC Xの運用および賃貸の有無は商品先物取引業者によって異なる場合があります。

商品先物取引の注文は商品先物取引業者に委託

商品先物取引のしくみやリスクについて少しずつわかつてきました。だけど、はじめさんは肝心なことがまだわかりません。それは、取引を始めるにはどうしたらよいのか、ということです。



商品先物取引のここがポイント!

もっと詳しく
知りたい人は…

まず、取引を委託する 商品先物取引業者を選ぶ

商品取引所の上場商品を取引する際は、商品先物取引法に基づいて主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣）から「商品先物取引業」の許可を受けた会社である「商品先物取引業者」に取引を委託します。ですから、まず取引を委託する商品先物取引業者を選ぶことから始めてください。

商品先物取引業者の情報はどこ?
商品先物取引業者の本・支店情報や、オンライン取引の提供状況などは日本商品先物振興協会のウェブサイト(www.jcfqa.gr.jp)で確認できます。両サイトは商品先物取引業者のサイトにもリンクしてあります。業者の情報は常に更新されています。また商品先物取引法に基づく規制機関である日本商品先物取引協約のサイト(www.nishishokyaku.jp)では、商品先物取引業者の財務状況等のディスクロージュ情報を閲覧できます。

外務員を活用した取引（対面取引）とオンライン取引

取引について「ルールがわからない」とか「アドバイスがほしい」という方は、商品先物取引業者の外務員（営業活動の責任者）をご活用ください。取引経験があり「ルールはわかっている」、「アドバイスは不要」という方にはパソコンや携帯電話でのオンライン取引もあります。利用できる情報や手数料もさまざまですので、自分に合った取引形態を選んでください。

世界の時間で商品先物取引

東京工業品取引所と東京穀物商品取引所は日中取引(9:00～15:30)に引き続ぎ夜間取引を行っています。夜間の取引時間は東京工業品取引所が17:00～翌朝4:00、＊ゴムは17:00～19:00)。東京穀物商品取引所は17:00～23:00。貴金属や石油製品、農産物などの国際商品は世界の市場で取引されています。そのため価格は日々変化しています。夜間取引の時間帯は、世界の市場の動向を眺めながらリアルタイムで取引が可能です。

わからないことは何度も聞くこと 納得してから取引

取引を始める前は、必ず「受託契約準則」と「契約締結前交付書面」を受け取ります。外務員の仕組みなどの説明を受け、よく理解することで必ずあります。わからないことがあれば何度でも聞いて、十分に理解してから取引を始めてください。

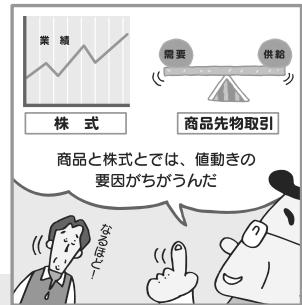
商品取引所のホームページ(P13参照)にも有益な情報はたくさんあります。ぜひご覧ください。

「受託契約準則」と「契約締結前交付書面」

「受託契約準則」はお客様（委託者）と商品先物取引業者との間の契約で、委託代理人との基本となる契約です。各商品取引所が定めた「委託代理人の認可」です。商品先物取引のしくみやリスク、取引の手順などを解説した冊子で、取引開始前に商品先物取引業者からお客様に交付し、理解できるよう説明することが法令で義務づけられています。取引開始時にはこのほか証拠金や委託手数料の額とその償却時期を記載した書類が交付されます。これらの書類はパソコン上で交付を受けることができます。

自己責任に基づいた取引

契約締結前に交付された書面をよく読み、外務員から説明を聞いて、取引のしくみなどを十分に理解することが必要だとわかったはじめさん。それでは次に、取引をするうえでの大事なポイントをまさるさんに教えてもらいましょう。



商品先物取引のここがポイント!

売買の判断は自己責任で

投資には損益が伴います。「売るのか、買うのか」、「取引を決済するのか、続けるのか」などの売買の判断は、必ず自分自身で行うことが必要です。自分の大切な資産を運用するのですから、他人任せは厳禁です。外務員からのアドバイスや情報は、参考と心得てください。

商品の値動きの要因

株価は、主に各企業の業績や景気動向で変動します。一方、商品先物市場では貴金属や石油製品、農産物など多くの商品が取りされていますので、価格変動の要因は為替動向、世界経済の動向、諸外国の政治情勢や地域紛争、天候などさまざまです。それらが商品の需要と供給に影響を与え、商品の価格を左右するのです。

情報が大切

商品相場は時々刻々と変化します。取引所の価格情報はもちろん、商品先物取引業者からもたらされる情報のほかにも、新聞やテレビ、インターネットなどを通じて、値動きの要因につながるさまざまな最新情報を目を配っておきましょう。商品先物取引のおもしろさや奥深さの一端は、世界の情報を合理的かつタイムリーに分析することにあります。

もっと詳しく
知りたい人は…

「約諾書」の意味

取引のしくみなどがよく理解できたら、取引を委託する旨の「約諾書」に署名、捺印します。「約諾書」は、あなたが商品先物取引業者に取引を委託する意思を表明する書面です。「約諾書」を差し入れても取引をすることは義務ではありません。売買チャンスを待ってご自身で判断をしてください。取引商品、取引数量を決めたら、必要な証拠金を預託して、取引の注文を出します。

取引に関する通知は必ずチェック

取引が始まると、「売買報告書及び売買計算書」や「残高照合通知書」などにより、商品先物取引業者から取引状況が通知されますので、必ず内容を確認し、回答などの手続きが必要であればきちんとその手続きを行ってください。また、それらの通知は取引終了まで大切に保管してください。

価格情報は取引所のホームページなどで

商品の価格情報は取引を委託している商品先物取引業者下記の取引所ホームページで入手できます。

- ・東京穀物商品取引所 (www.tge.or.jp)
- ・東京工業品取引所 (www.tocom.or.jp)
- ・関西商品取引所 (www.kanex.or.jp)

さあ、取引を始めよう

商品先物取引の基礎知識や取引上の注意点など、いろいろなことを教えてもらったはじめさん。どうやら商品先物取引を始めてみる気になったようです。勉強の方法や、困ったときの相談窓口についてもアドバイスをもらいました。皆さんも積極的な資金運用の選択肢として商品先物取引を検討してみてはいかがでしょうか。



商品先物取引のここがポイント!

投資セミナーや書籍で商品先物取引の知識を深める

商品先物取引を楽しむには、自ら積極的に知識を深めることが大事です。商品先物取引業者が開催している投資セミナーに参加してみるのもいいでしょう。また入門書から専門的な内容のものまで、さまざまな書籍も出版されています。もちろんインターネット上でも商品先物取引関連の情報サイトは数多く存在します。

商品先物取引に役立つサイト

商品先物取引業者のセミナー情報は提供各社以外にも日本商品先物取引協会、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所などがそれぞれホームページで情報をお知らせしています。個別の上場商品について、省庁が提供する参考となる各種統計データは、日本商品先物振興協会ホームページ (www.jcia.gr.jp) の「上場商品等」のコーナー中「商品について」、「商品特性、変動要因」から参照できます。

利益は20%課税

損失は繰越控除

商品先物取引の差金決済等による所得は税率20%（所得稅15%、住民稅5%）の申告分離課稅です。損失は翌年以降3年間の繰越控除ができます。また金融商品先物取引等（くりっく365、日経225先物など）との損益通算も可能です。さらに平成24年1月からは店頭商品デリバティブ取引、店頭金融デリバティブ取引等も損益通算の対象となり、損失の繰越控除も適用されることとなりました。

商品先物取引に関する疑問や相談は

商品先物取引に関する疑問や取引に関する相談・苦情は下記にご相談ください。

- 取引を委託している商品先物取引業者の顧客相談窓口（管理部など）
- 日本商品先物取引協会（日商協）の相談センター

もっと詳しく
知りたい人は…

商品先物取引に関する税金については

商品先物取引に関する税金について詳しくお知りになりたい方は、日本商品先物振興協会のホームページをご覧ください。www.jcia.gr.jp

日商協・相談センター

日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づく自主規制機関です。（商品先物取引の勧説、取引等の相談、苦情の受付、紛争の解決をするための窓口として設置、運営されています。）

相談時間は、平日の9:00～12:00、13:00～17:00です。
相談窓口：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町4-4
TEL:03-3664-6243

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。

商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引所デリバティブ取引(以下、単に「デリバティブ取引」といいます。具体的な例については、P4をご覧ください。)の差金決済やオプションの権利行使・被権利行使(以下、単に「差金等決済」といいます。)を行ったことにより年間の損益を通算して利益となつた場合には、その決済を行った日の所属として他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となりません。なお、商品先物取引業者は、差金等決済が行われた顧客の取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書」を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月末日までに、当該商品先物取引業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

税率は20%（所得税15%、住民税5%）

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済により課税が課税されます。また、居住者については別に5%の住民税も課されます。

損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより年間を通じて損失となつたときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたって先物取引による所得の金額から控除することができます。

【損失の繰越控除の例】					
年数	損益	税額	解説	年数	損益
1年目	-40万円	1年間では損失となり、所得はなかったこととなります。納税のための申告は不要です。	1年目	+30万円	1年間の損失のうち30万円を控除できます。その結果、課税所得はゼロとなります。
2年目	-70万円	1年目に同じ。	2年目	±0	取り扱いなし
3年目	+30万円	1年目の損失を繰り越して控除を受けるためには、毎年連続して確定申告書を提出する必要があります。	3年目	-40万円	2年目の損失70万円を繰り越して110万円から控除することができます。(1年目の損失のうちまだ繰越金でないものが10万円残っていますが、既に3年経過しているのでこの10万円については繰越控除することができません。)
4年目	±0	取り扱いなし	4年目	+110万円	その結果、当年の課税所得は40万円となり、税率は20%ですから、納税額は8万円となります。
5年目	+110万円				

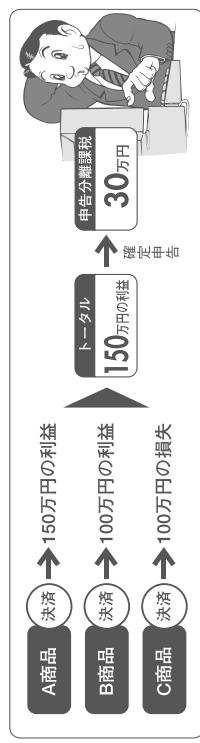
デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などの取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間(暦年=1月1日から12月31日)で通算し、さらに縁越し控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得になります。

また、決済においてない取引の含み損益(値洗い損益)は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があつても値洗い損支払いがあつたかどうかには関係ありません。

オプション取引の損益は、オプションの販売又は買戻し、権利行使又は権利行使権利放棄(満期日)のいずれかの時点で確定することになります。

(例えば、オプションを買った場合、買った時点でプレミアムを支払いますが、その時点では損益は確定せず、そのオプションを転売するか、権利行使するか、権利行使権利放棄(満期日)が到来した時点で損益が確定することになります。)



オプション取引の所得の計算

オプション取引の場合、受払いしたプレミアム代金から委託手数料などを控除した年間の損益金額を通算したものが課税対象の所得となります。

オプション取引の損益は、オプションの販売又は買戻し、権利行使又は権利行使権利放棄(満期日)のいずれかの時点で確定することになります。

(例えば、オプションを買った場合、買った時点でプレミアムを支払いますが、その時点では損益は確定せず、そのオプションを転売するか、権利行使するか、権利行使権利放棄(満期日)が到来した時点で損益が確定することになります。)

なお、権利行使により取得した原市場における建玉は、それが差金等決済されたときに損益が発生します。

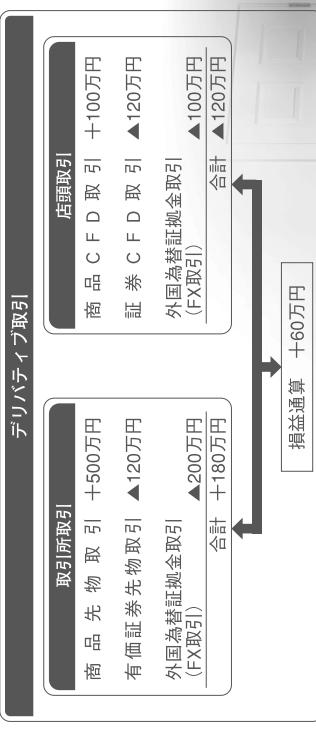
オプション売買の別	新規・仕切り・権利行使関係	損益	算式
オプションを買った場合	新規買い 転売	未発生 損益確定	無し 受取プレミアム代金 -支払プレミアム代金
	権利行使 権利放棄(満期日)	損失確定	支払プレミアム代金 支払プレミアム代金
	新規売り 買戻し	未発生 損益確定	無し 受取プレミアム代金 -支払プレミアム代金
オプションを売った場合	権利行使を受けた時 買方の権利放棄(満期日)	利益確定 利益確定	受取プレミアム代金 受取プレミアム代金



互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

損益通算ができる取引は、以下の通りです。

- ①国内の商品取引所における商品先物取引、商品指數等先物取引、商品先物オプション取引（例：金、金ミニ、ガリソン、原油、コム、一般大豆、とうろこ、コメ等）
- ②国内の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引（例：日経225先物取引、同オプション取引等）
- ③国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)、カバードフラン特（但し、平成22年4月1日以後に新たに取引を行つたものに限ります。）（例：くりづく365、大証FX、ユーロ円3ヶ月金利先物等）
- ④店頭商品デリバティブ取引（金、石油、穀物等の商品を原資産とする取引）、店頭金融商品デリバティブ取引（通貨、金利、有価証券等の金融商品を原資産とする取引）、店頭カーボドワント（国内の商品取引所、証券取引所、金融取引所に上場されていない、店頭取引形式によるデリバティブ取引。但し、平成24年1月1日以後に新たに取引を行つたものに限ります。）（例：商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引）
上記の所得以外の所得（例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンド、外国の商品取引所の先物取引などによる所得）との損益通算はできません。



複数の商品先物取引業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商品先物取引業者で取引を行つた場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ取引から生じる所得を算定します。
例えば、年間の損益がA社において+50万円、B社において-60万円、C社において+90万円であった場合、その人の先物取引にかかる年間の所得は80万円ということになります。



氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商品先物取引業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければならないこととなり、商品先物取引業者はその提示された書類により顧客の本人確認を行います。

(注) デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商品先物取引業者はその提示された書類により顧客の本人確認を行います。

なお、デリバティブ取引をした者が、商品先物取引業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ取引の差金等決済につき告知があつたものとして取り扱います。

ただし、住所等に変更があつたときは、あらためて告知及び確認書類の写しの提示が必要となります。

「確認書類」とすることができる主なもの

- 生民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、
生民基本台帳カード
- 健康保険被保険者証、国民年金手帳
- 連帯免許証、旅券（パスポート）
- 外国人登録証明書
- 国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書
その他財務省令で定めるもの

参考

法人のデリバティブ取引に係る税務

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課税されます。

① 差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及びその他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

② 期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

期末において決済されていない取引については、期末時点での決済を行ったものとみなされ、そこで発生する利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額又は損失相当額は、事業年度終了における取引所の最終価格等で決済したこととして計算される差金に基づく額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻入れ処理が行われます。

③ ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は財価評価されるのにに対し、ヘッジ対象である資産・負債は原面評価される場合があります。このような損益認識時点のズレを一致させようとする会計手法を「ヘッジ会計（繰延ヘッジ会計）」といいます。

会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り延べた金額は損金・益金として計上されません。

詳細は税理士にご相談下さい。



TEL:03-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4
FAX:03-3664-5733
<http://www.jcfia.jp/>

